

# 教育委員会・学校法人アンケート、および 教員アンケート

集計結果

2005年12月5日

内閣府

# 目次

---

調査実施概要	3
調査結果	4
<教育委員会・学校法人> 小学校教員・中学校教員の採用実績及び新規に配属された教員数	5
教員養成学部・大学院出身者の採用	6
教育委員会関係者・学校関係者が身内にいる場合の採用	7
教員採用試験(筆記試験、面接等)の得点と現場の実績・評価との相関関係	8
人物評価と現場の実績・評価との相関関係	9
面接試験において重視される項目	10
<教育委員会・学校法人> 条件付採用の可否にいたる小学校教員の人数	11
<教育委員会・学校法人> 条件付採用の可否にいたる中学校教員の人数	12
条件付採用制度の現状について	13
条件付採用制度が機能していないと思う理由	14
条件付採用制度の望ましい期間(年数)	15
条件付採用における教育現場での不適格教員の認知	16
指導力不足教員の増減	17
指導力不足教員が生まれる理由	18
研修・指導の資質向上に対する効果	19
教員の指導力・質の向上に有効な施策	20
指導力不足教員に対する「分限免職」、条件付採用後の「採用不可」について	21
分限免職のハードルが高い理由	22
教職課程の効果(全体)	23
教職課程の効果(教科に関する科目)	24
教職課程の効果(教職に関する科目)	25
教職課程の効果(教育実習制度)	26
平成10年の教育職員免許法改正以降の新規の小学校教員採用の有無	27
法改正以降に採用した(された)小学校教員の教え方	28
法改正以降に採用した(された)小学校教員の専門的知識	29
専門性、教育法のどちらに重点を置くか	30

---

特別免許制度の利用実態	31
特別免許制度の普及が進まない理由	32
特別免許制度についての考え方	33
教員免許のための教職課程の学習と教員の資質向上	34
教員免許の更新制度と教員の資質維持	35
教員免許の更新制度と教員の資質維持	36
教員免許の有無を不問とした教員採用についての考え方	37
教職大学院修了者の採用	38
教職大学院修了者を採用したい(した方がよい)・配属してほしいと思う理由	39
教職大学院修了者を採用しない(しない方がよい)・配属してほしくないと思う理由	40
教職大学院修了者の採用方法	41
教職大学院修了者の給料・処遇	42
自分の学校での教職大学院修了者の採用 / 教職大学院への通学希望	43
都道府県の私立学校審議会の委員構成	44
私立学校審議会の委員構成の規定撤廃	45
私立学校審議会の委員構成の見直し	46
私立学校審議会の委員構成見直しの時期	47
< 教育委員会・学校法人 > 所在地の都道府県	48
< 教員 > 回答者の性別・年齢	49
< 教員 > 勤務先の学校の所在地	50
(参考) アンケート設問対照表	51

# 調査実施概要

## 教育委員会・学校法人アンケート実施概要

- 都道府県教育委員会、市区教育委員会、小学校・中学校の学校法人(国立大学法人付属を含む)における、現在の教員の採用に関する実態を把握する。
- 学校便覧に記載された全国の全ての都道府県教育委員会、市区教育委員会、および学校法人(国立大学法人付属を含む)の採用担当者に対して調査票を送付し、郵送にて調査票を回収した。

## 参考:教員アンケート実施概要

- 教員の採用に関する実態を教員の視点から把握する。
- 東京都江東区の公立の小学校(43校)、中学校(22校)から、約半数にあたる小学校(22校)、中学校(11校)を無作為に抽出して調査票を送付し各校の全教員に配布した。各教員からは、郵送にて直接調査票を回収した。  
また、英語教材製作会社の会員リスト(英語教員が全国的に登録)をもとに、調査票を送付し、郵送にて回収した。

## 調査期間

- 2005年9月12日～2005年10月21日

## 回収サンプル数

- 教育委員会・学校法人:1084
- 江東区教員:129人
- 全国英語教員:131人

	送付数	回収数	回収率(%)
都道府県教育委員会	47	47	100.0
市区教育委員会	756	476	63.0
学校法人	1003	505	50.3
その他	-	56	-
全体	1806	1084	60.0

- 上表の「その他」は、国立大学法人付属の他、市区教育委員会・学校法人でも回答者が「その他」にマークした場合には、これに含まれる。

	送付数	回収数	回収率(%)
江東区教員計	652	129	19.8
小学校	437	92	21.1
中学校	215	37	17.2
全国英語教員計	2183	131	6.0
全体	2835	260	9.2

# 調査結果

注)

- 本調査では、教育委員会・学校法人と教員に同様の内容の質問を行っている質問が多いため、次頁以降ではその両者の回答結果を対比させる形で記載している。

## <教育委員会・学校法人> 小学校教員・中学校教員の採用実績及び新規に配属された教員数

市区教育委員会の配属実績をみると、小学校教員は「1～5人」が36.3%、「6～10人」が20.0%、「11～30人」が20.8%となっている。「なし」という回答は11.6%をしめる。

中学校教員の場合は、「1～5人」が50.0%、「6～10人」が17.6%、「11～30人」が9.9%となっている。「なし」という回答は19.3%をしめる。

問. 昨年度の小学校教員の採用実績をお答えください。市区町村教育委員会の方は、新規に配属された教員数をお答えください( は一つだけ)。

	N	なし	1～5人	6～10人	11～30人	31～50人	51～100人	101人～300人	301人～500人	501人以上	無回答
都道府県教育委員会	47				8.5	10.6	27.7	38.3	4.3	10.6	
市区教育委員会	476	11.6	36.3	20.0	20.8	4.0	4.2	1.7			1.5
学校法人	505	35.4	18.4	0.6	0.4						45.1
その他	56	26.8	14.3	3.6		1.8					53.6

問. 昨年度の中学校教員の採用実績をお答えください。市区町村教育委員会の方は、新規に配属された教員数をお答えください( は一つだけ)。

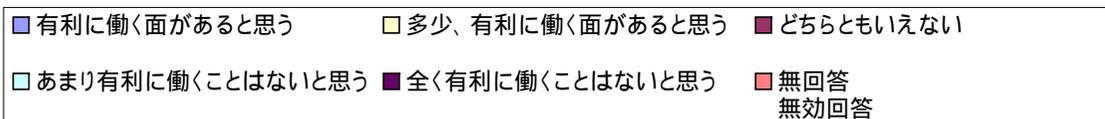
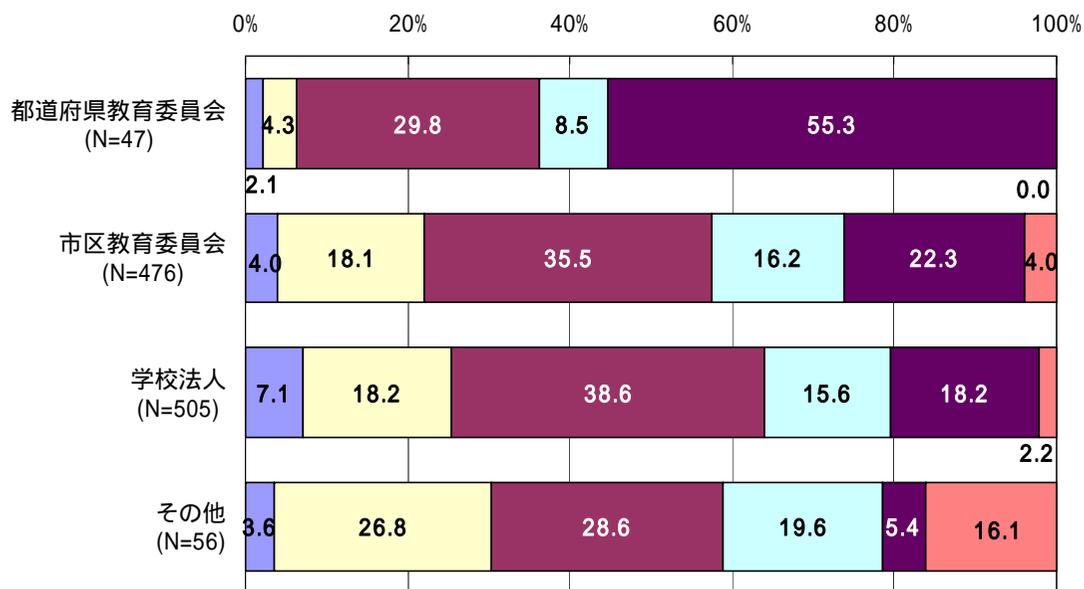
	N	なし	1～5人	6～10人	11～30人	31～50人	51～100人	101人～300人	301人～500人	501人以上	無回答
都道府県教育委員会	47			2.1	12.8	23.4	25.5	34.0		2.1	
市区教育委員会	476	19.3	50.0	17.6	9.9	1.3	0.6				1.3
学校法人	505	21.6	56.0	2.4	0.4	0.2					19.4
その他	56	21.4	21.4	1.8	1.8						53.6

## 教員養成学部・大学院出身者の採用

教員の新規採用について、教員養成学部・大学院の出身者が、一般学部・大学院の出身者に比べて採用時点で有利に働いているのではないかという声に対して、有利に働く(「有利に働く面があると思う」と「多少、有利に働く面があると思う」の合計)が都道府県教育委員会では6.4%、市区教育委員会では22.1%、学校法人では25.3%となっている。

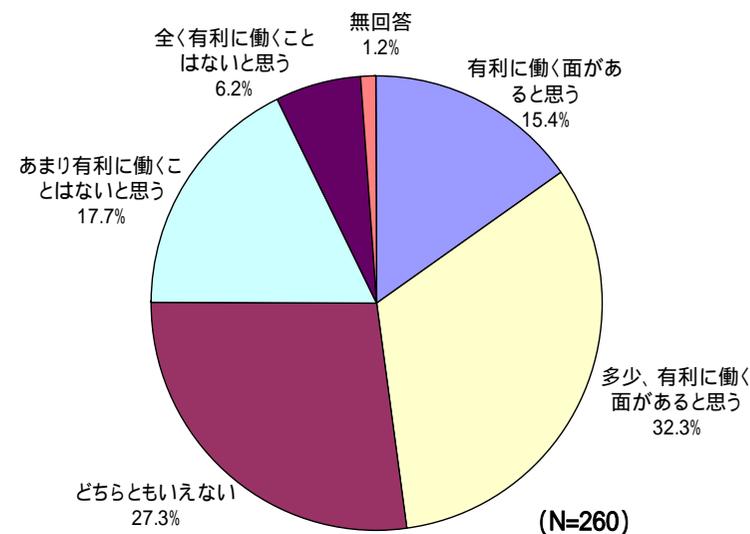
教員では、有利に働くと思う(「有利に働く面があると思う」と「多少、有利に働く面があると思う」の合計)が47.7%となっている。

**問. 教員の新規採用について、教員養成学部・大学院の出身者が、一般学部・大学院の出身者に比べて採用時点で有利に働いているのではないかという声がありますが、そうした見方についてはどのように思われますか( は一つだけ)。**



### <参考> 教員

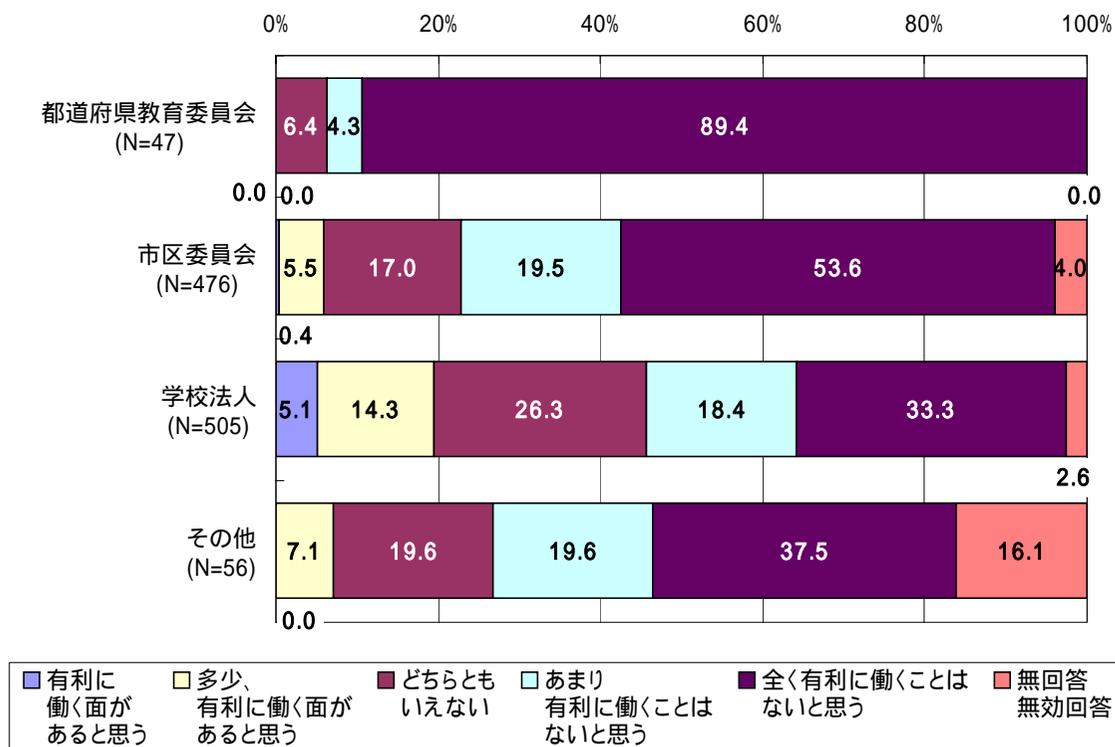
問. 教員の新規採用について、教員養成学部・大学院の出身者が、一般学部・大学院の出身者に比べて採用時点で有利に働いているのではないかという声がありますが、そうした見方についてはどのように思われますか( は一つだけ)。



## 教育委員会関係者・学校関係者が身内にいる場合の採用

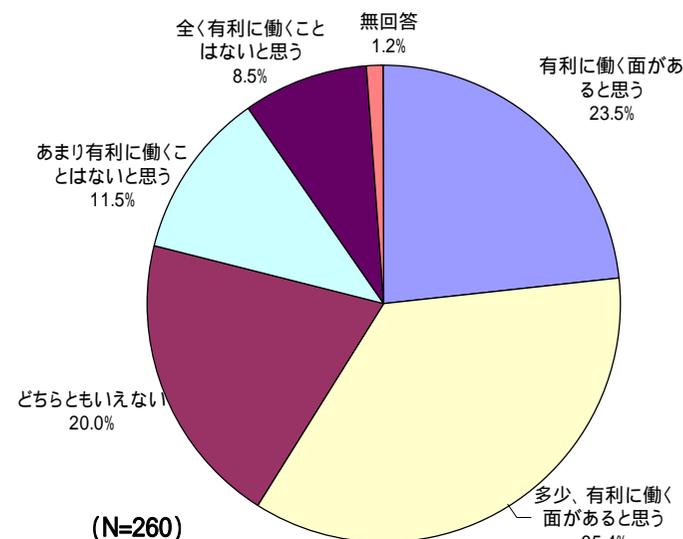
教員の新規採用について、候補者の身内に教育委員会関係者、学校関係者などがいる場合、採用時点で有利に働いているのではないかとという声に対して、有利に働く(「有利に働く面があると思う」と「多少、有利に働く面があると思う」の合計)が都道府県教育委員会では0%、市区教育委員会では5.9%、それに対して教員では58.9%となっており、両者の見方に大きな差があることがわかる。

問. 教員の新規採用について、候補者の身内に教育委員会関係者、学校関係者などがいる場合、採用時点で有利に働いているのではないかとという声がありますが、そうした見方についてはどのように思われますか( 一つだけ)。



### <参考> 教員

問. 教員の新規採用について、候補者の身内に教育委員会関係者、学校関係者などがいる場合、採用時点で有利に働いているのではないかとという声がありますが、そうした見方についてはどのように思われますか( 一つだけ)。

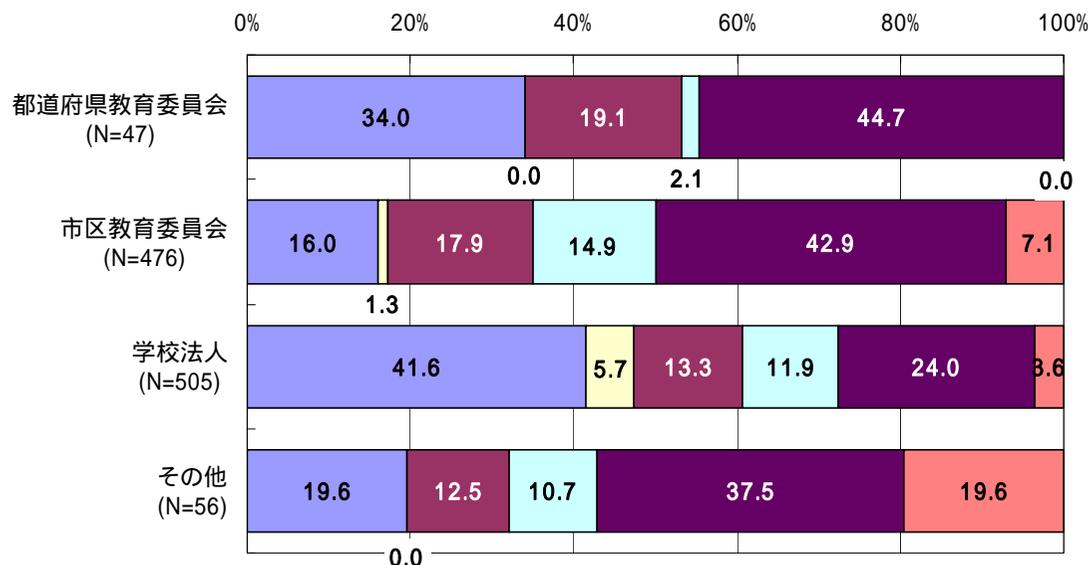


## 教員採用試験(筆記試験、面接等)の得点と現場の実績・評価との相関関係

教員採用試験(筆記試験、面接等)で高得点を得た採用者と、そうでない者とを比較すると、採用後、双方が現場に出てからの実績・評価に相関関係はあるかどうかを尋ねたところ、採用権者である都道府県教育委員会、学校法人ではそれぞれ、34.0%、41.6%だが、採用権者ではない市区教育委員会、教員ではそれぞれ、16.0%、13.8%となっている。

教員では、「筆記試験、面接共に相関関係はないと思う」が40.4%となっている。

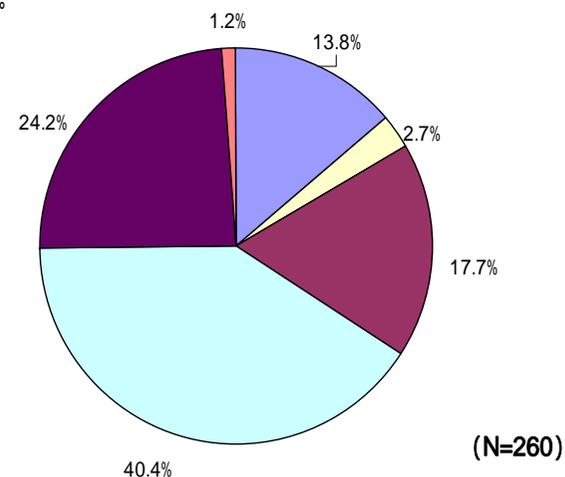
問. 教員採用試験(筆記試験、面接等)で高得点を得た採用者と、そうでない者とを比較すると、採用後、双方が現場に出てからの実績・評価に相関関係はありますか( 一つだけ)。



- 筆記試験、面接の得点と、採用後、現場での実績・評価は共に相関関係があると思う
- 筆記試験は相関関係があると思うが、面接は相関関係がないと思う
- 筆記試験は相関関係がないと思うが、面接に相関関係があると思う
- 筆記試験、面接の得点は、共に採用後の実績・評価に相関関係はないと思う
- わからない
- 無回答

<参考> 教員

問. 教員の採用に際して、採用試験(筆記試験、面接等)で高得点を得た採用者と、そうでない者との間で、採用後、現場に出てからの評価との相関関係はいかがですか( 一つだけ)。

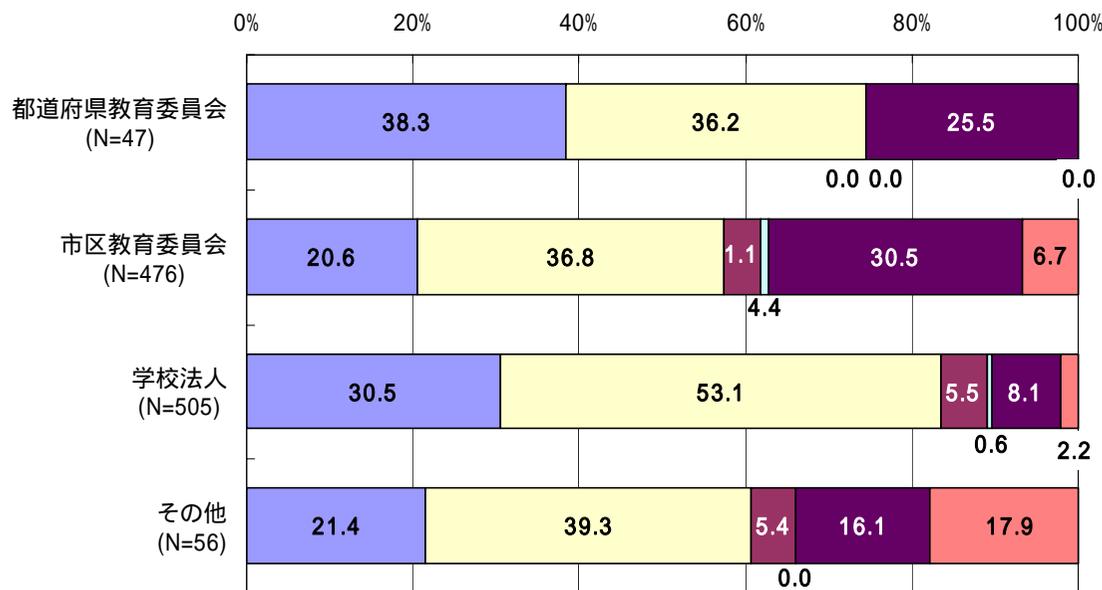


- 筆記試験、面接共に相関関係があると思う
- 筆記試験は相関関係があると思うが、面接には相関関係がないと思う
- 筆記試験は相関関係がないと思うが、面接には相関関係があると思う
- 筆記試験、面接共に相関関係はないと思う
- わからない
- 無回答

## 人物評価と現場の実績・評価との相関関係

教員の採用時の人物評価の高い者について、採用後、現場に出てからの評価との相関関係を尋ねたところ、採用権者である都道府県教育委員会、学校法人では「人物評価と現場に出てからの評価は大いに相関関係があると思う」がそれぞれ、38.3%、30.5%であり、一方で「人物評価と現場に出てからの評価は全く相関関係はないと思う」がそれぞれ0%、0.7%となっている。教員では、「人物評価と現場に出てからの評価は大いに相関関係があると思う」が11.2%であり、一方で「人物評価と現場に出てからの評価は全く相関関係はないと思う」が11.5%となっている。

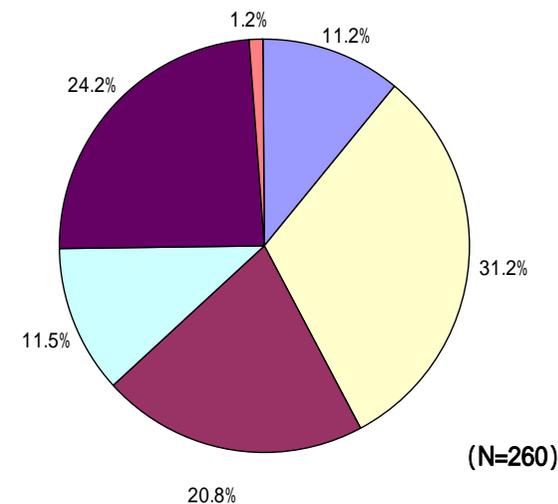
問. 教員の採用に際して人物重視の方針がうたわれるようになっていますが、人物評価の高い者について、採用後、現場に出てからの評価との相関関係はいかがですか( 一つだけ)。



- 人物評価と現場に出てからの評価は大いに相関関係があると思う
- 人物評価と現場に出てからの評価は少しは相関関係があると思う
- 人物評価と現場に出てからの評価はあまり相関関係はないと思う
- 人物評価と現場に出てからの評価は全く相関関係はないと思う
- わからない
- 無回答

<参考> 教員

問. 教員の採用に際して人物重視の方針がうたわれるようになっていますが、人物評価の高い者について、採用後、現場に出てからの評価との相関関係はいかがですか( 一つだけ)。



人物評価と現場に出てからの評価は大いに相関関係があると思う  
 人物評価と現場に出てからの評価は少し相関関係があると思う  
 人物評価と現場に出てからの評価はあまり相関関係はないと思う  
 人物評価と現場に出てからの評価は全く相関関係はないと思う  
 わからない  
 無回答



## <教育委員会・学校法人> 条件附採用の可否にいたる小学校教員の人数

市区教育委員会において、条件附採用期間(1年)を経て正式採用の可否に至る小学校教員で、正式採用「可」の小学校教員がいるということは84.5%であるのに対して、「不可」の教員がいるということはわずかに5.3%であった。

問. 条件附採用期間(1年)を経て正式採用の可否に至る小学校教員の方は、昨年度(3月末時点)何名くらいいらっしゃいましたか。具体的な数字をご記入ください。市区町村教育委員会の方は、新規に配属された教員数をお知らせください。

	N	正式採用 「可」の小 学校教員 あり	正式採用 「可」の小 学校教員 なし
都道府県教育委員会	47	97.9	2.1
市区教育委員会	476	84.5	15.5
学校法人	505	10.9	89.1
その他	56	3.6	96.4



	平均値	最大値	最小値
都道府県教育委員会	179.3	1,600	30
市区教育委員会	15.9	723	1
学校法人	1.7	8	1
その他	3.5	6	1

	N	正式採用 「不可」の 小学校教 員あり	正式採用 「不可」の 小学校教 員なし
都道府県教育委員会	47	21.3	78.7
市区教育委員会	476	5.3	94.7
学校法人	505	3.2	96.8
その他	56	0.0	100.0



	平均値	最大値	最小値
都道府県教育委員会	1.9	8	1
市区教育委員会	3.0	19	1
学校法人	1.4	3	1
その他	-	-	-

## <教育委員会・学校法人> 条件附採用の可否にいたる中学校教員の人数

市区教育委員会において、条件附採用期間(1年)を経て正式採用の可否に至る中学校教員で、正式採用「可」の中学校教員がいるということは76.3%であるのに対して、「不可」の教員がいるということはわずかに1.9%であった。

問. 条件附採用期間(1年)を経て正式採用の可否に至る中学校教員の方は、昨年度(3月末時点)何名くらいいらっしゃいましたか。具体的な数字をご記入ください。市区町村教育委員会の方は、新規に配属された教員数をお知らせください。

	N	正式採用 「可」の中 学校教員 あり	正式採用 「可」の中 学校教員 なし
都道府県教育委員会	47	97.9	2.1
市区教育委員会	476	76.3	23.7
学校法人	505	32.5	67.5
その他	56	14.3	85.7



	平均値	最大値	最小値
都道府県教育委員会	86.1	253	14
市区教育委員会	5.9	66	1
学校法人	2.1	14	1
その他	2.4	4	1

	N	正式採用 「不可」の 中学校教 員あり	正式採用 「不可」の 中学校教 員なし
都道府県教育委員会	47	19.1	80.9
市区教育委員会	476	1.9	98.1
学校法人	505	6.5	93.5
その他	56	3.6	96.4

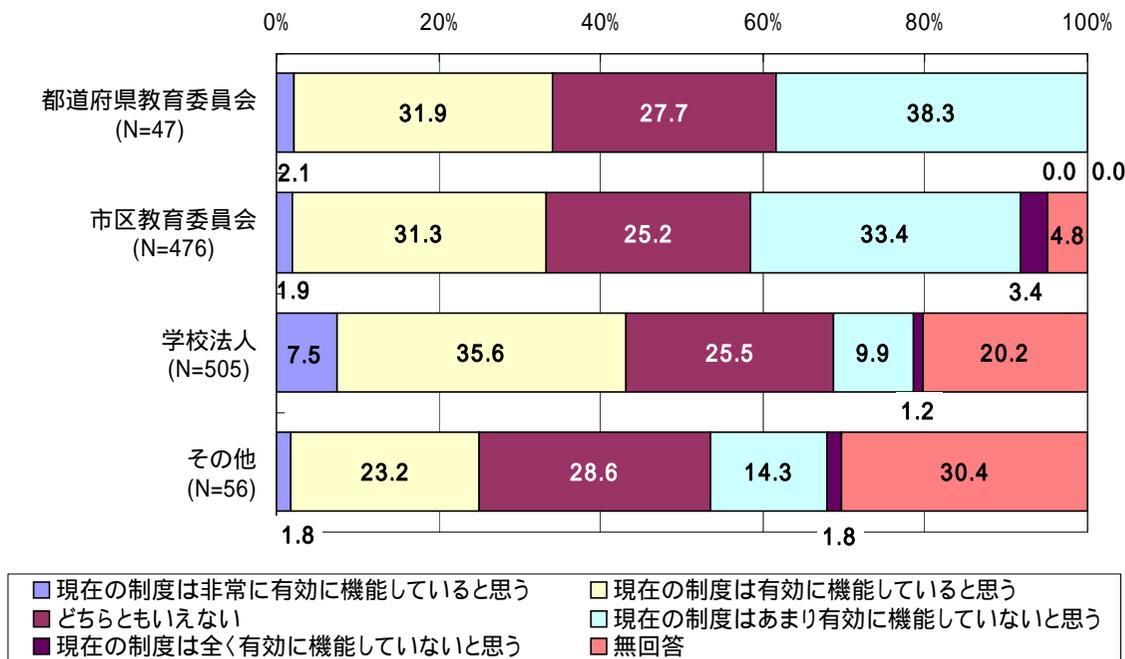


	平均値	最大値	最小値
都道府県教育委員会	1.3	4	1
市区教育委員会	3.8	17	1
学校法人	1.9	6	1
その他	1.5	2	1

## 条件附採用制度の現状について

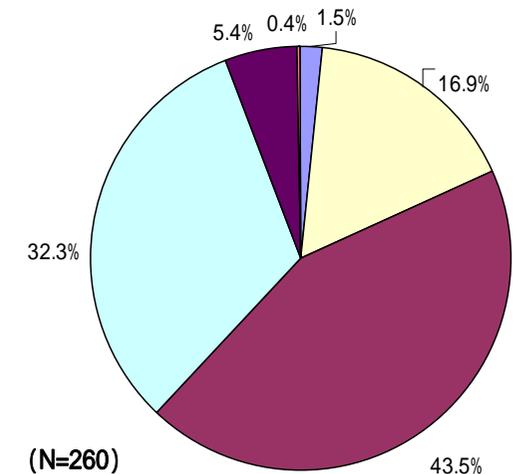
条件附採用期間の制度は有効に機能していると思うかを尋ねたところ、採用権者である都道府県教育委員会では「現在の制度はあまり有効に機能していないと思う」が38.3%に上っている。

問. 条件附採用期間の制度は有効に機能していると思われますか( は一つだけ)。



<参考> 教員

問. 条件附採用期間の制度は有効に機能していると思われますか( は一つだけ)。



現在の制度は非常に有効に機能していると思う  
 現在の制度は有効に機能していると思う  
 どちらともいえない  
 現在の制度はあまり有効に機能していないと思う  
 現在の制度は全く有効に機能していないと思う  
 無回答

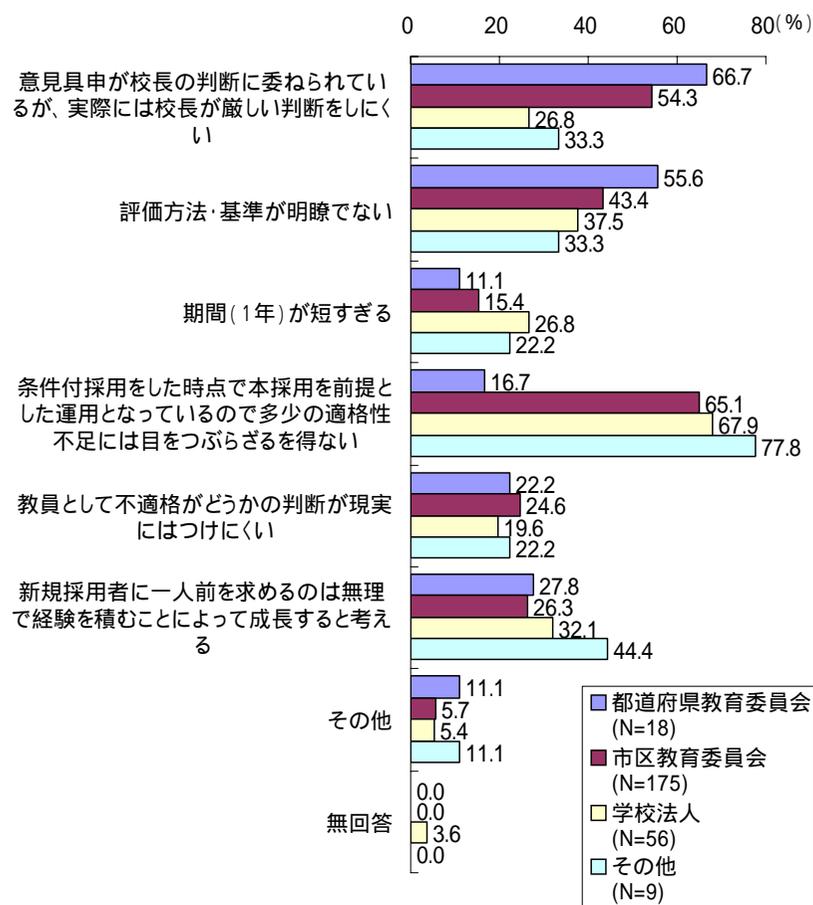
## 条件付採用制度が機能していないと思う理由

条件付採用期間の制度が有効に機能しないと考える理由についてみると、採用権者である都道府県教育委員会では「意見具申が校長の判断に委ねられているが、実際には校長が厳しい判断をしにくい」が66.7%と最も多くなっている。

教員では、「評価方法・基準が明瞭でない」、「条件付採用をした時点で本採用を前提とした運用となっているので多少の適格性不足には目をつぶらざるを得ない」がそれぞれ64.3%、53.1%となっている。

(問で条件付採用期間の制度があまり有効に機能していない、または全く有効に機能していないと思う人のみ)

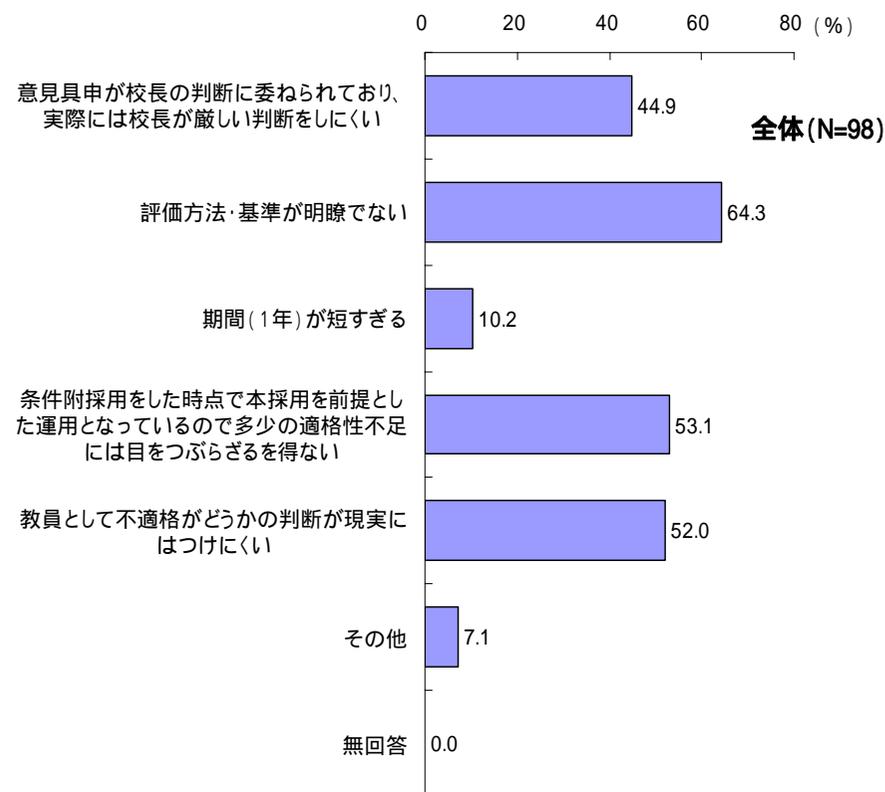
付問. 条件付採用期間の制度が有効に機能しないとお考えの理由は何ですか(はいくつでも)。



<参考> 教員

(問で条件付採用期間の制度があまり有効に機能していない、または全く有効に機能していないと思う人のみ)

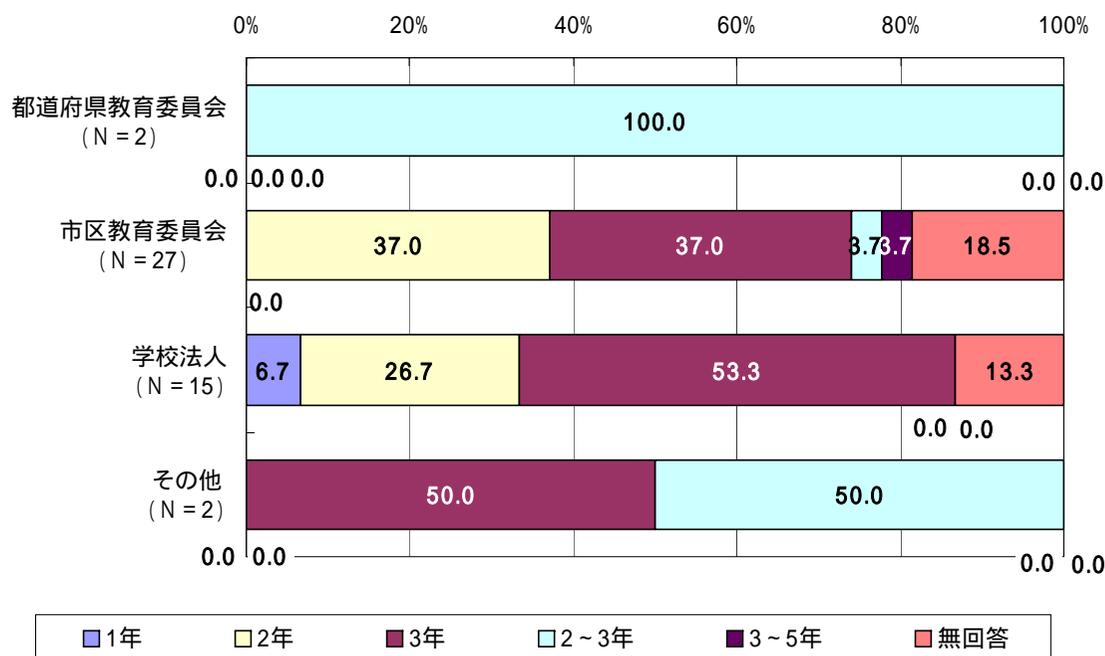
付問. 条件付採用期間の制度が有効に機能しないとお考えの理由は何ですか(はいくつでも)。



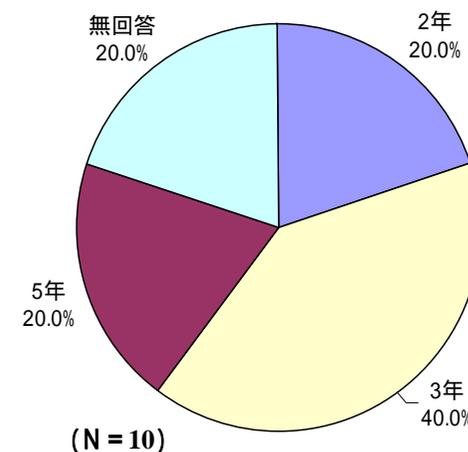
## 条件附採用制度の望ましい期間(年数)

条件附採用期間の制度が有効に機能しないと考える理由の中で、「期間(1年)が短すぎる」と答えた方に対して、望ましい年数を尋ねたところ、教育委員会・学校法人、教員ともに、2年、または3年という回答が多くなっている。

〔問で「期間(1年)が短すぎる」と回答した方のみ〕  
付問. 期間(1年間)が短すぎる 望ましい年数は？



<参考> 教員  
〔問で「期間(1年)が短すぎる」と回答した方のみ〕  
付問. 期間(1年間)が短すぎる 望ましい年数は？



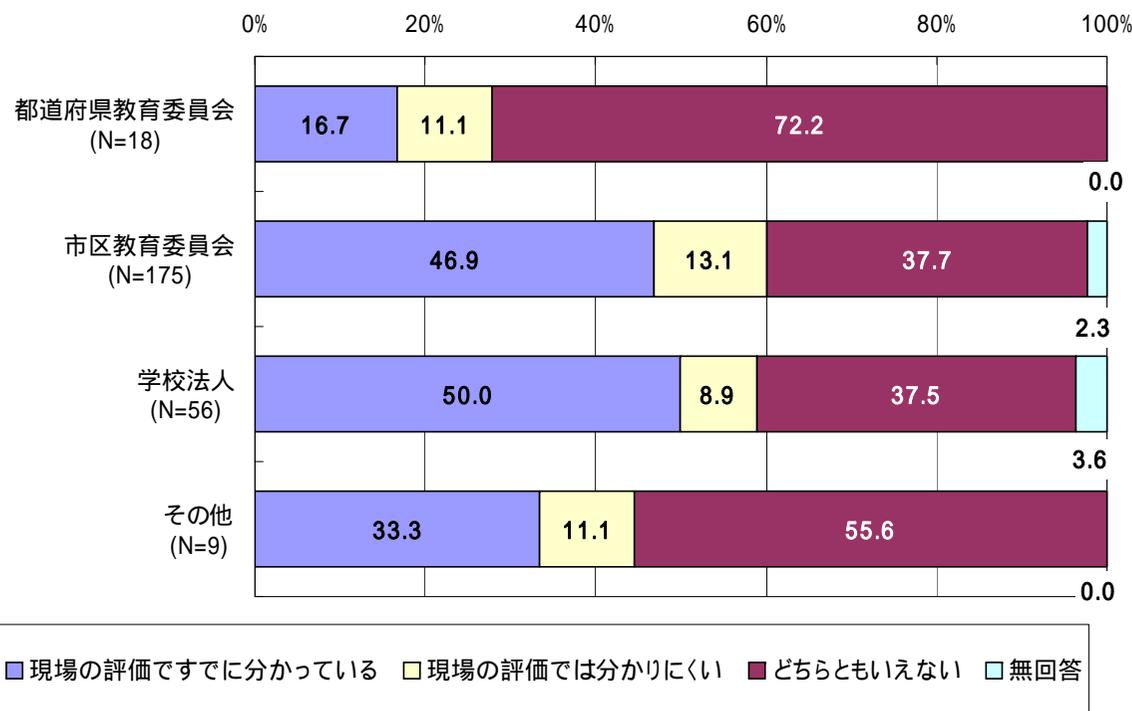
## 条件附採用における教育現場での不適格教員の認知

条件附採用期間において、教員として不適格かどうかは、教育現場(同僚の教員や保護者等)では分かっているものを尋ねたところ、「現場の評価ですでに分かっている」が採用権者である都道府県教員委員会では16.7%であるのに対し、市区教育委員会では46.9%となっている。

教員では、「現場の評価ですでに分かっている」が43.9%に上っている。

(問で条件附採用期間の制度があまり有効に機能していない、または全く有効に機能していないと思う人のみ)

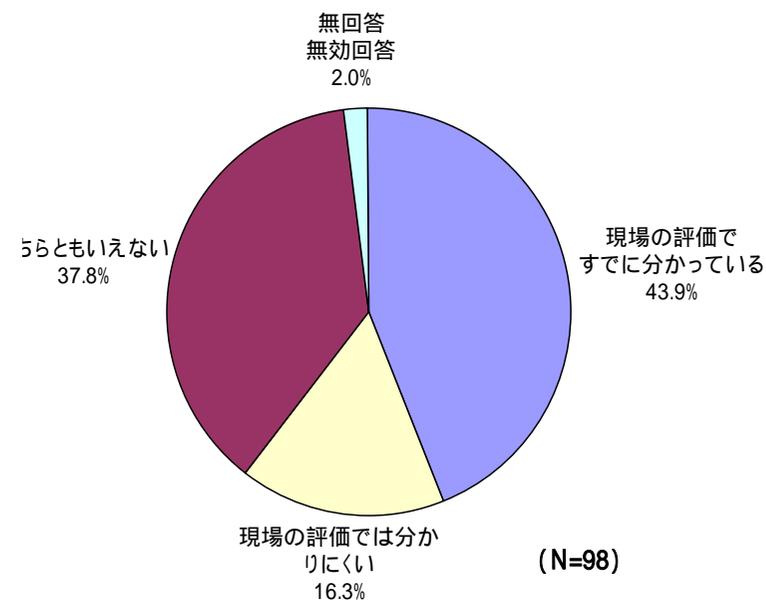
付問. 条件附採用期間において、教員として不適格かどうかは、教育現場(同僚の教員や保護者等)では分かっているものですか( 一つだけ)。



<参考> 教員

(問で条件付採用期間の制度があまり有効に機能していない、または全く有効に機能していないと思う人のみ)

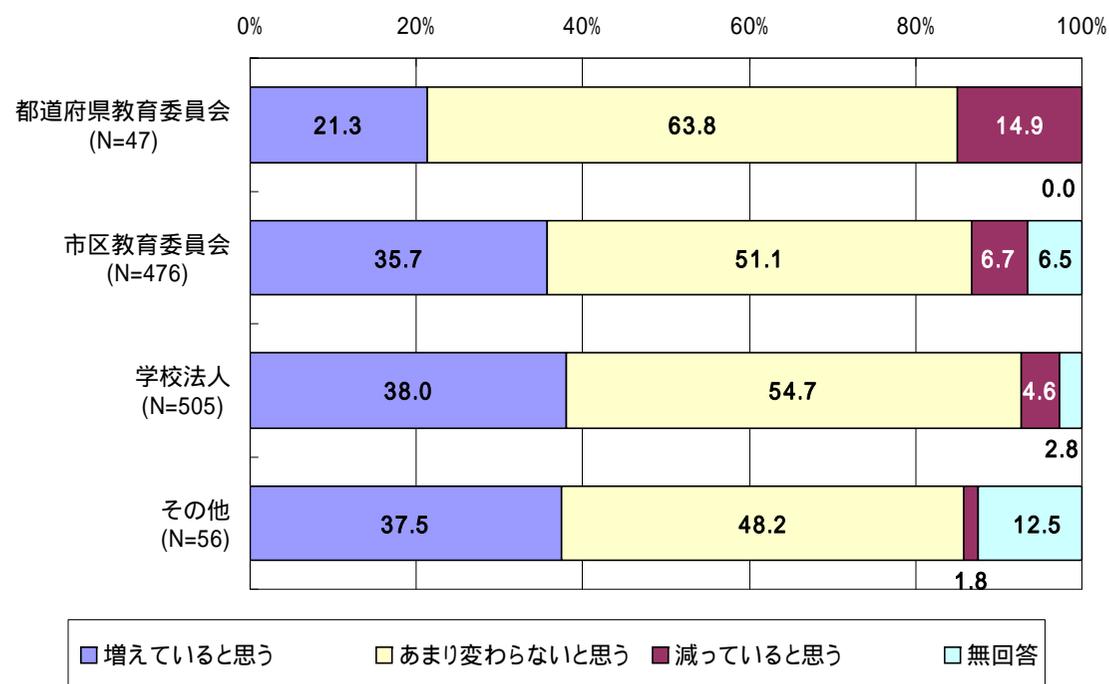
付問. 条件附採用期間において、教員として不適格かどうかは、教育現場(同僚の教員や保護者等)では分かっているものですか( 一つだけ)



## 指導力不足教員の増減

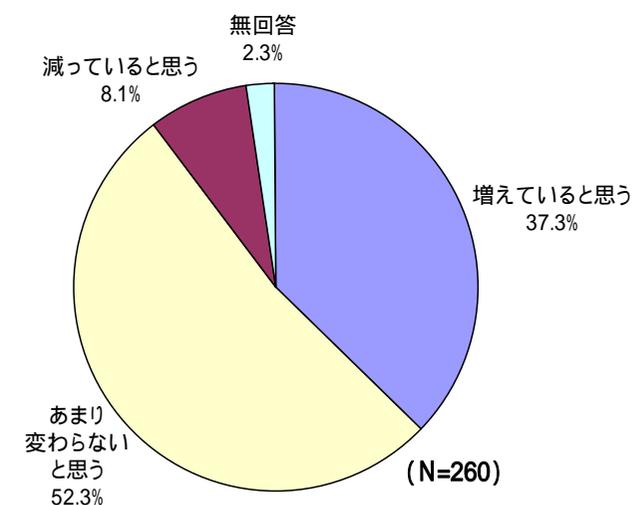
学校現場で指導力不足の教員はここ数年間で増加していると思うかを尋ねたところ、「増えていると思う」が都道府県教育委員会で21.3%、市区教育委員会で35.7%、学校法人で38.0%、教員で37.3%という結果になっている。

問. 昨今、学校現場で教員の指導力不足が指摘されることがありますが、採用する立場から見て、指導力不足の教員はここ数年間で増加していると思われませんか( は一つだけ)。



<参考> 教員

問. 昨今、学校現場で教員の指導力不足が指摘されることがありますが、指導力不足の教員はここ数年間で増加していると思われませんか( は一つだけ)。

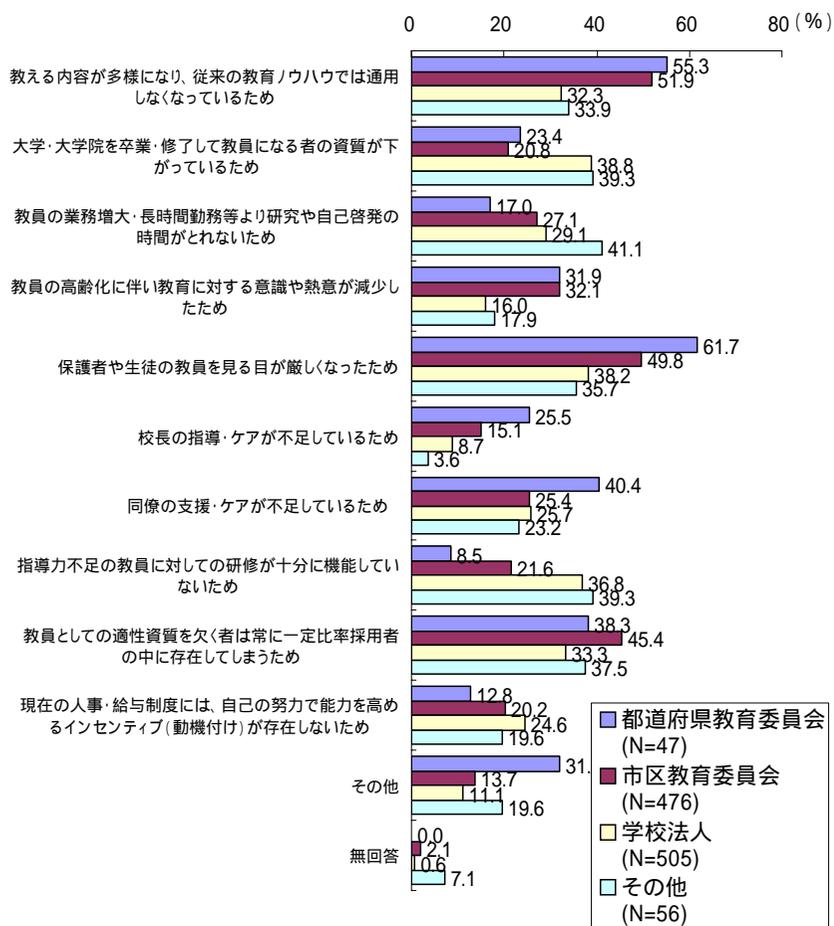


## 指導力不足教員が生まれる理由

指導力不足教員が生まれる理由を尋ねたところ、「保護者や生徒の教員を見る目が厳しくなったため」という回答が、都道府県教育委員会で61.7%、市区教育委員会で49.8%、学校法人で38.2%という結果になっている。

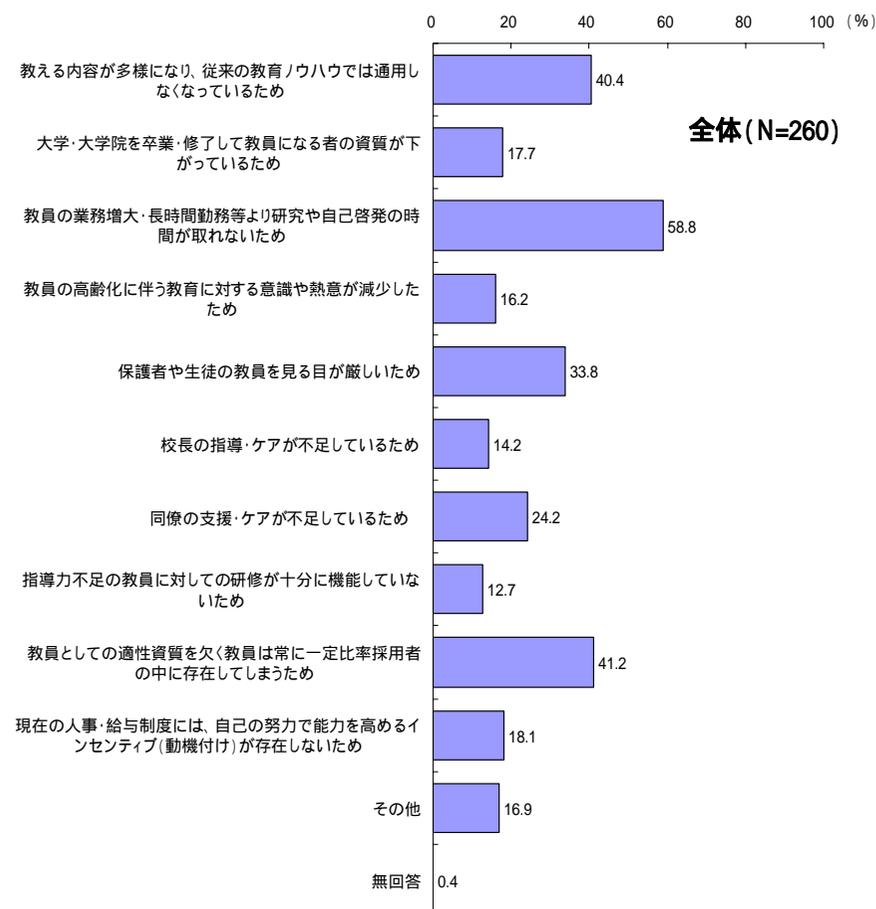
教員では、「教員の業務増大・長時間勤務等より研究や自己啓発の時間が取れないため」が58.8%と最も多くなっており、「保護者や生徒の教員を見る目が厳しくなったため」が33.8%となっている。

### 問. 指導力不足教員が生まれる理由は何だと思われますか( はいくつでも)。



### <参考> 教員

### 問. 指導力不足教員が生まれる理由は何だと思われますか( はいくつでも)。

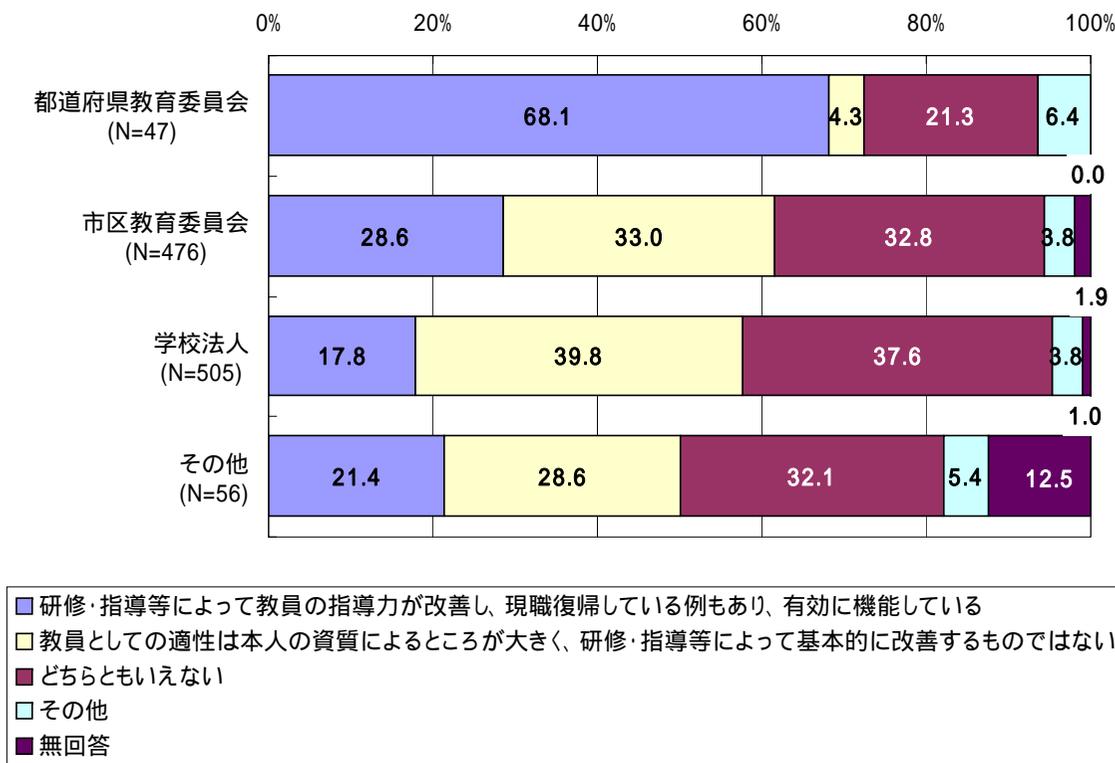


## 研修・指導の資質向上に対する効果

研修・指導等は指導力不足教員の資質向上に有効と思うかを尋ねたところ、都道府県教育委員会では「研修・指導等によって教員の指導力が改善し、現職復帰している例もあり、有効に機能している」が68.1%に対して、「教員としての適性は本人の資質によるところが大きく、研修・指導等によって基本的に改善するものではない」がわずか4.3%となっている。

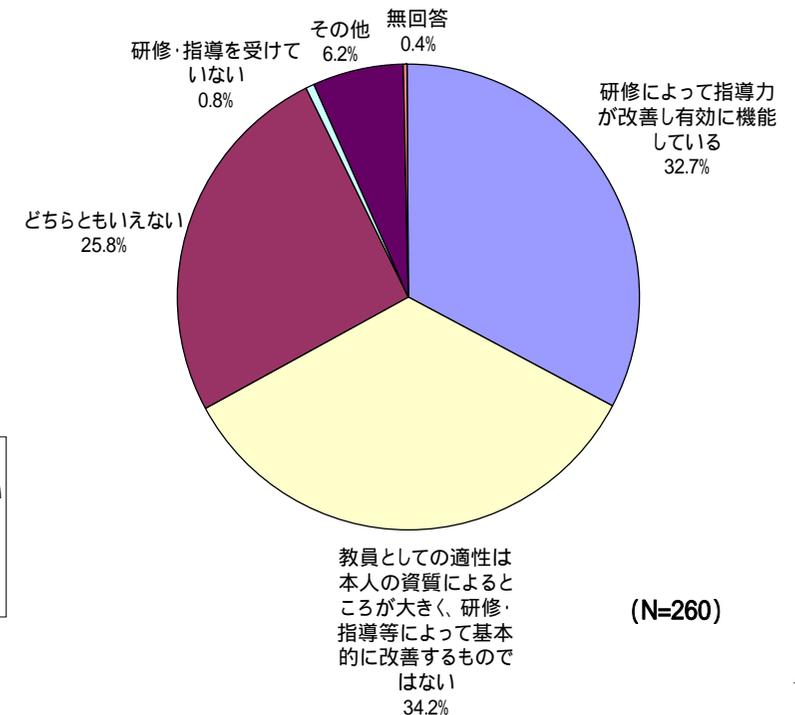
教員では、両者の割合がそれぞれ、32.7%、34.2%という結果になっている。

問. 研修や校長・教育委員会による指導についてお伺いします。研修・指導等は、指導力不足教員の資質向上に有効と思われますか( 一つだけ)。



### <参考> 教員

問. 研修や校長・教育委員会による指導についてお伺いします。研修・指導等は、あなたの教員としての資質の向上に有効であると思われますか( 一つだけ)。

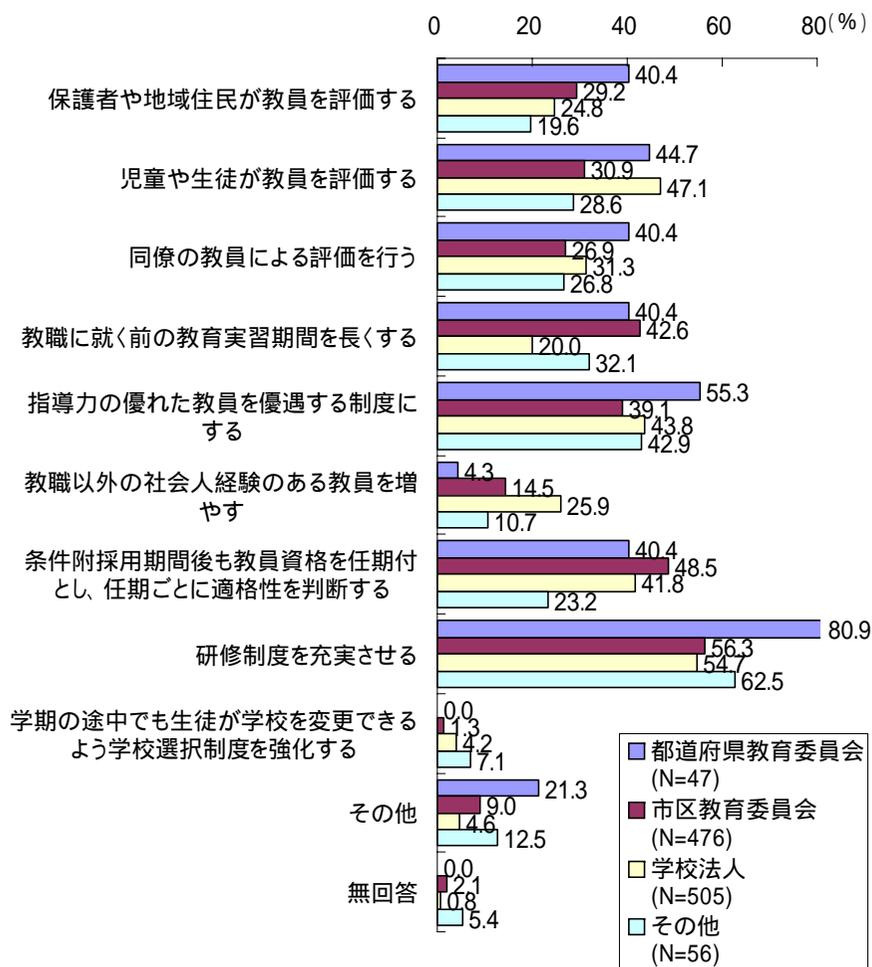


## 教員の指導力・質の向上に有効な施策

教員の指導力など教育の質を維持・向上させる上で有効と思われる施策を尋ねたところ、都道府県教育委員会では「研修制度を充実させる」が最も多く80.9%、「教職以外の社会人経験のある教員を増やす」が4.3%という結果になっている。「教職以外の社会人経験のある教員を増やす」は市区教育委員会、学校法人がそれぞれ、14.5%、25.9%という結果になっている。

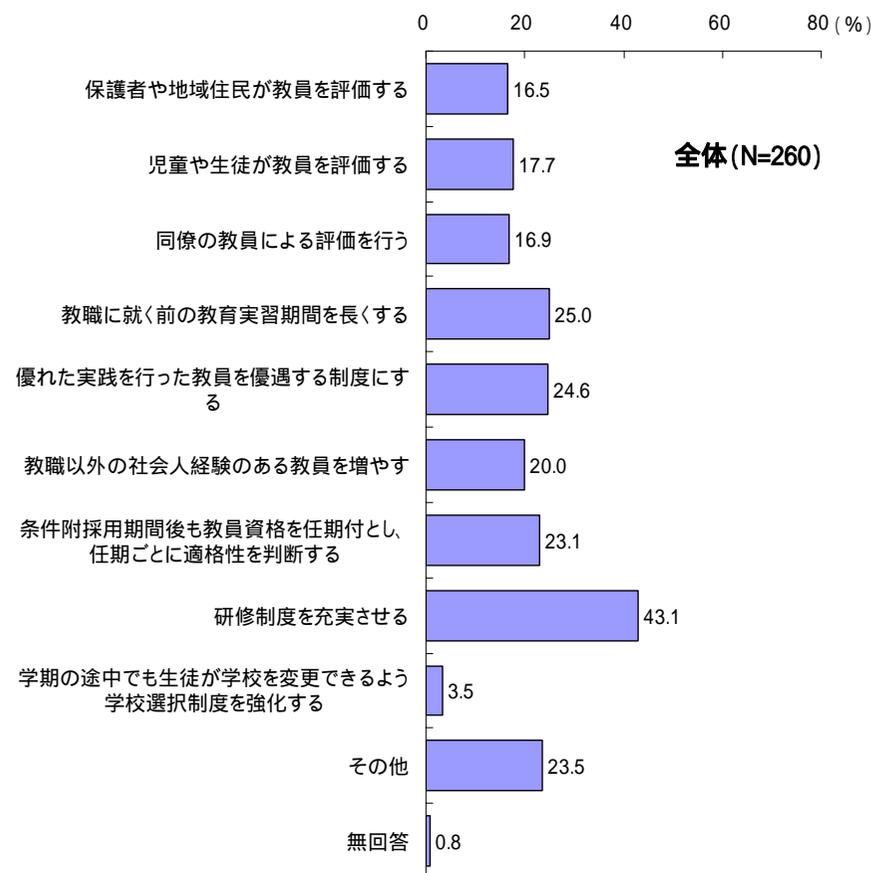
教員では、「研修制度を充実させる」が最も多く43.1%、「教職以外の社会人経験のある教員を増やす」が20.0%となっている。

問. 以下にあげるもので、教員の指導力など教育の質を維持・向上させる上で、有効と思われる施策を選んでください(はいくつでも)。



<参考> 教員

問. 教員の指導力など教育の質を維持・向上させる上で、有効と思われる施策を選んでください(はいくつでも)。

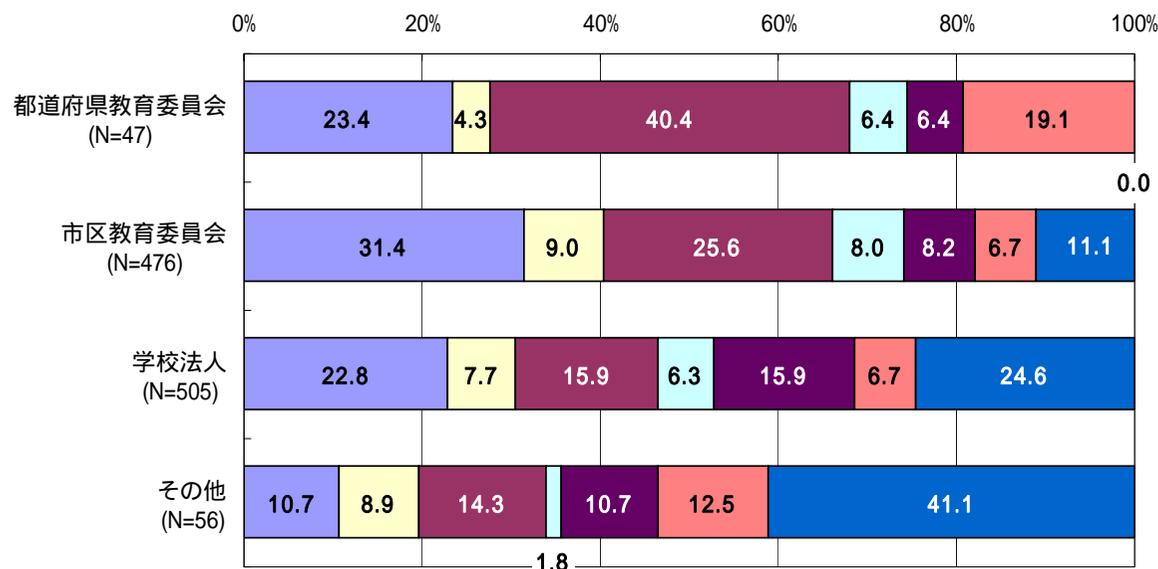


## 指導力不足教員に対する「分限免職」、条件附採用後の「採用不可」について

指導力不足教員に対する「分限免職」と条件附採用期間後の「採用不可」について、「分限免職の基準の方がハードルが高く、指導力不足教員を分限免職にしにくい」が都道府県教育委員会では23.4%、市区教育委員会では31.4%となっている。

教員では、「分限免職の方がハードルが高く、指導力不足教員の分限免職の方が難しいと思う」が31.9%となっている。

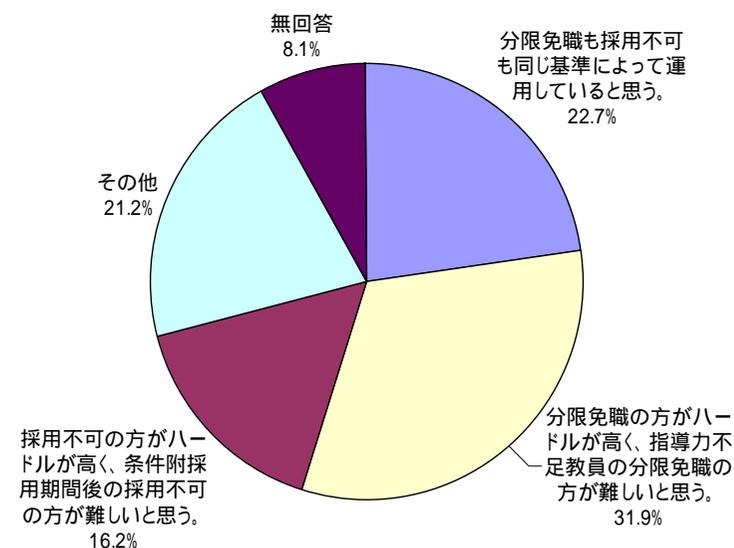
付問. 指導力不足教員に対する「分限免職」と、条件附採用期間後の「採用不可」についてお伺いいたします( は一つだけ)。



- 分限免職の基準の方がハードルが高く、指導力不足教員を分限免職にしにくい。
- 採用不可の基準の方がハードルが高く、条件附採用期間後に採用不可にしにくい。
- 明確な基準はないが、分限免職の方がハードルが高いと思う。
- 分限免許も採用不可も同じ基準によって運用している
- 明確な基準はないが、採用不可の方がハードルが高いと思う。
- その他
- 無回答/無効回答

<教員>

付問. 指導力不足教員に対する「分限免職」と、条件附採用期間後の「採用不可」についてお伺いいたします( は一つだけ)。



(N=260)

## 分限免職のハードルが高い理由

「分限免職」の方がハードルが高いと思われる理由について尋ねたところ、都道府県教育委員会では「処分取り消し訴訟になった際の対応を考えざるを得ないから」が83.3%と最も多くなっている。

教員では、「指導力不足教員の定義がはっきりしないから」が63.9%、「分限免職の基準・ガイドラインがはっきりしないから」が60.2%となっている。

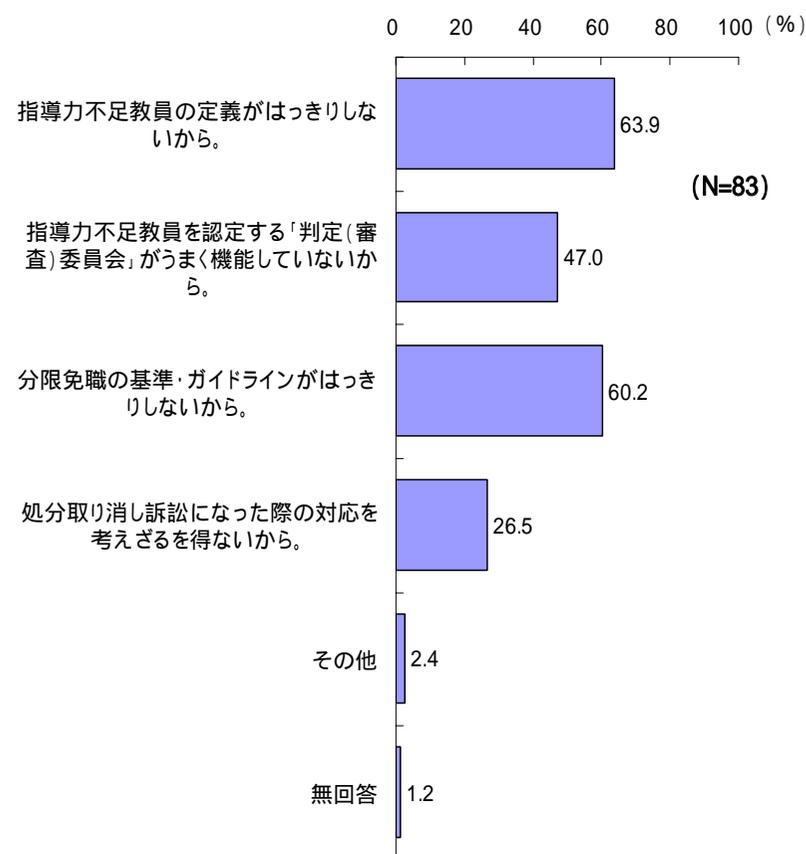
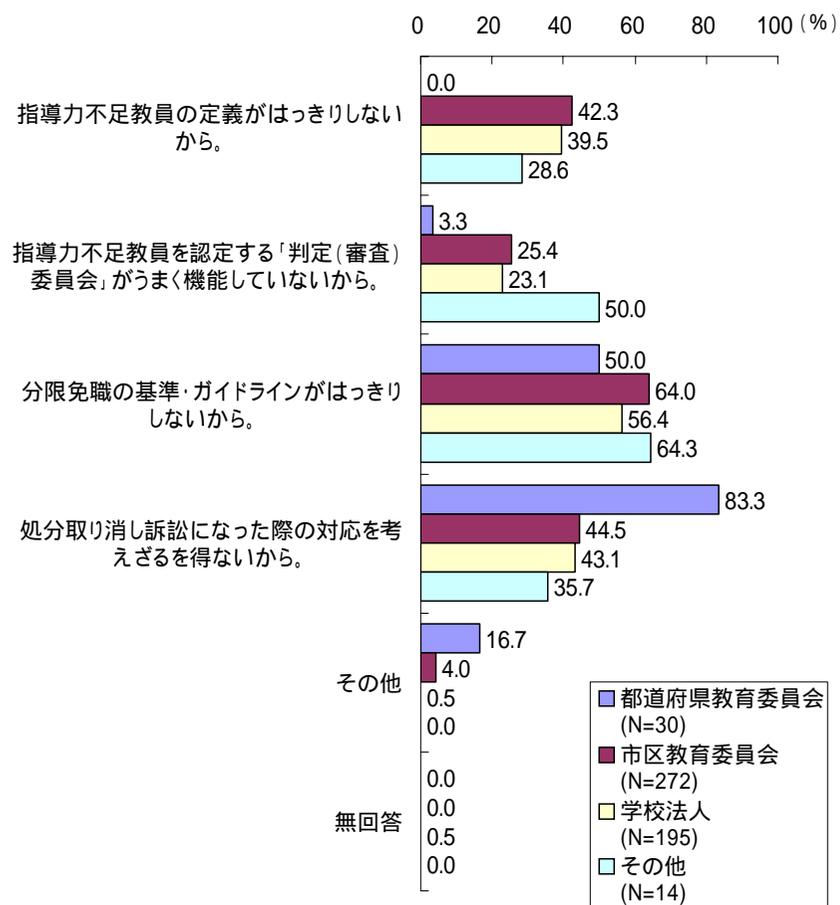
〔問の選択肢1、3に回答した方のみ〕

付問. 「分限免職」の方がハードルが高いと思われる理由は何ですか  
(はいくつでも)。

<参考> 教員

〔問の選択肢2に回答した方のみ〕

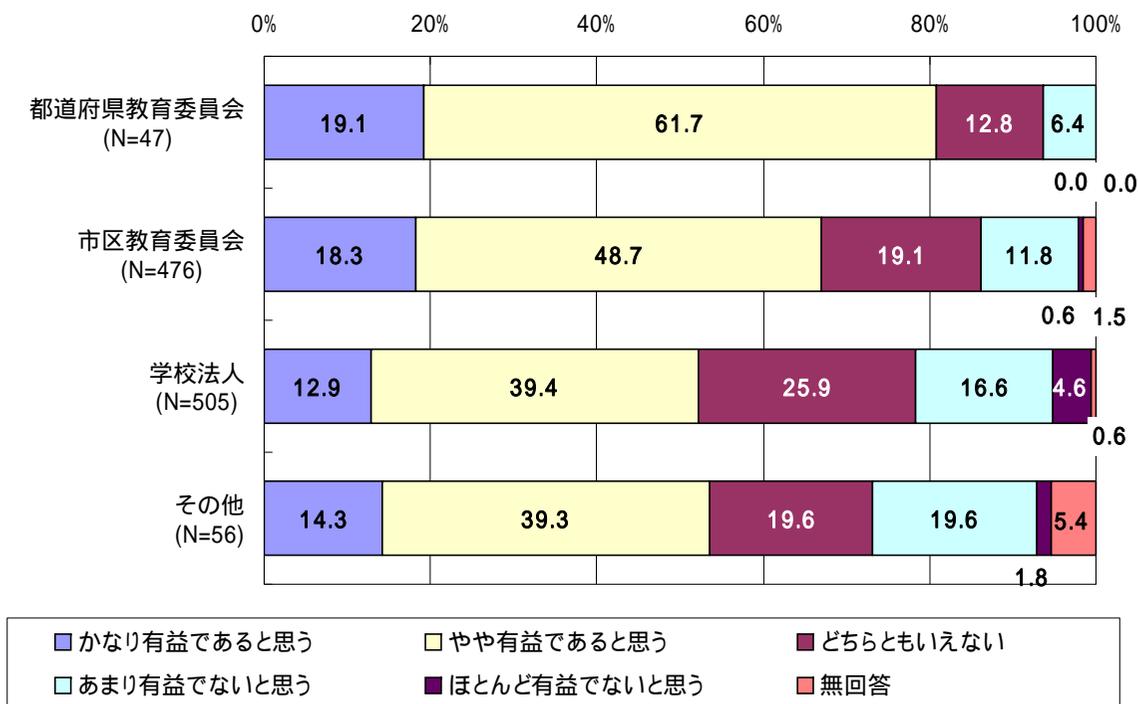
付問. 「分限免職」の方がハードルが高いと思われる理由は何ですか(はいくつでも)。



## 教職課程の効果(全体)

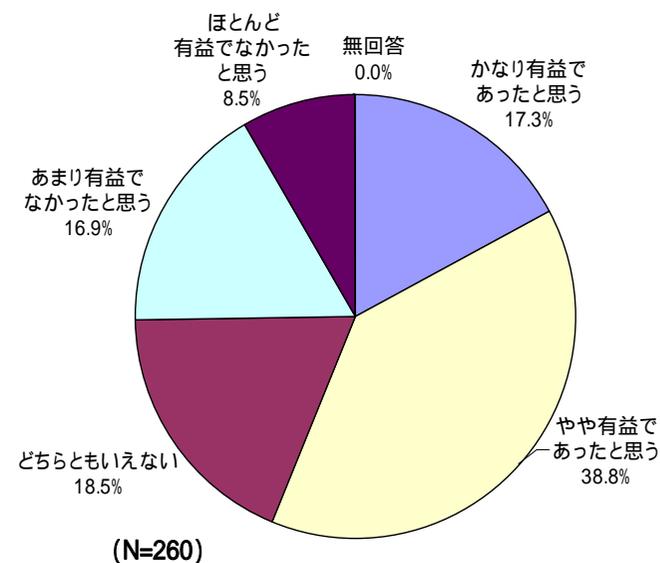
教職課程は全体として教員としての資質を育成する上で有益と思うかを尋ねたところ、有益である(「かなり有益であると思う」と「やや有益であると思う」の合計)が都道府県教育委員会では80.8%、市区教育委員会では67.0%、学校法人では52.3%となっている。教員では56.1%という結果になっている。

問. 現在の教員免許の前提となる大学における教職課程は、全体として教員としての資質を育成する上で有益と思われるか( 一つだけ)。



### <参考> 教員

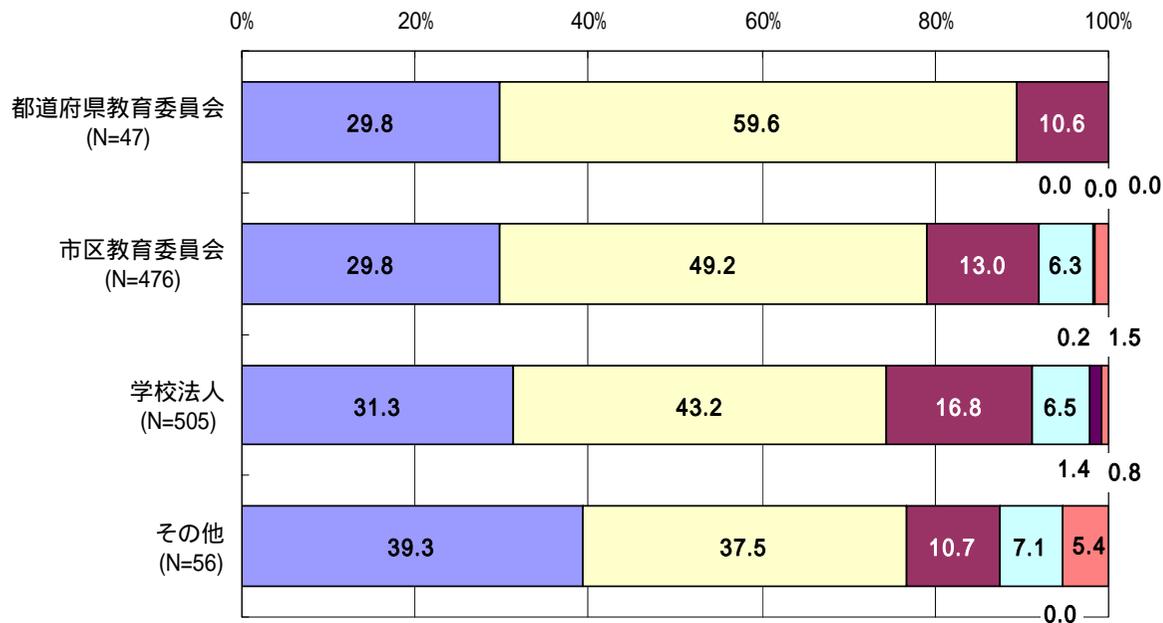
問. 現在の教員免許の前提となる大学における教職課程は、あなたの教員としての資質を育成する上で有益なものでしたか( 一つだけ)。



## 教職課程の効果(教科に関する科目)

教職課程の教科に関する科目(国語、社会、数学、理科等の専門科目)は、教員としての資質を育成する上で有益と思うかを尋ねたところ、有益である(「かなり有益であると思う」と「やや有益であると思う」の合計)が都道府県教育委員会では89.4%、市区教育委員会では79.0%、学校法人では74.5%となっている。教員では61.6%という結果になっている。

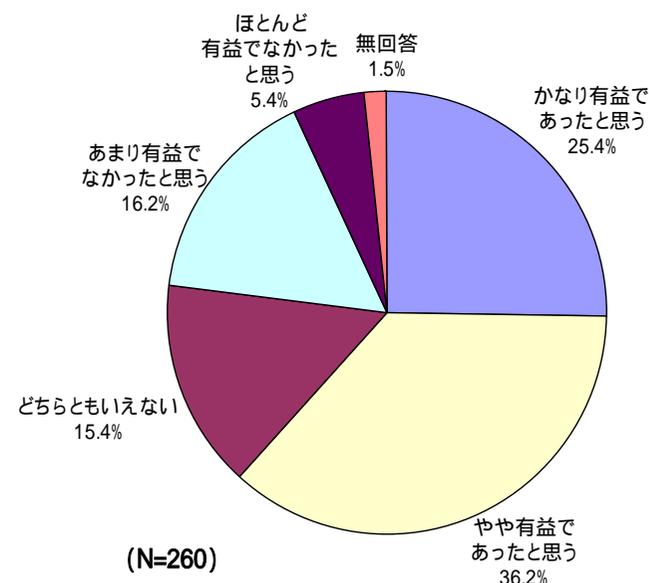
付問. 教職課程の教科に関する科目(国語、社会、数学、理科等の専門科目)は、教員としての資質を育成する上で有益と思われませんか( は一つだけ)。



■ かなり有益であると思う      ■ やや有益であると思う      ■ どちらともいえない  
■ あまり有益でないと思う      ■ ほとんど有益でないと思う      ■ 無回答

<参考> 教員

付問. 教職課程の教科に関する科目(国語、社会、数学、理科等の専門科目)は、あなたの教員としての資質を育成する上で有益なものでしたか( は一つだけ)。

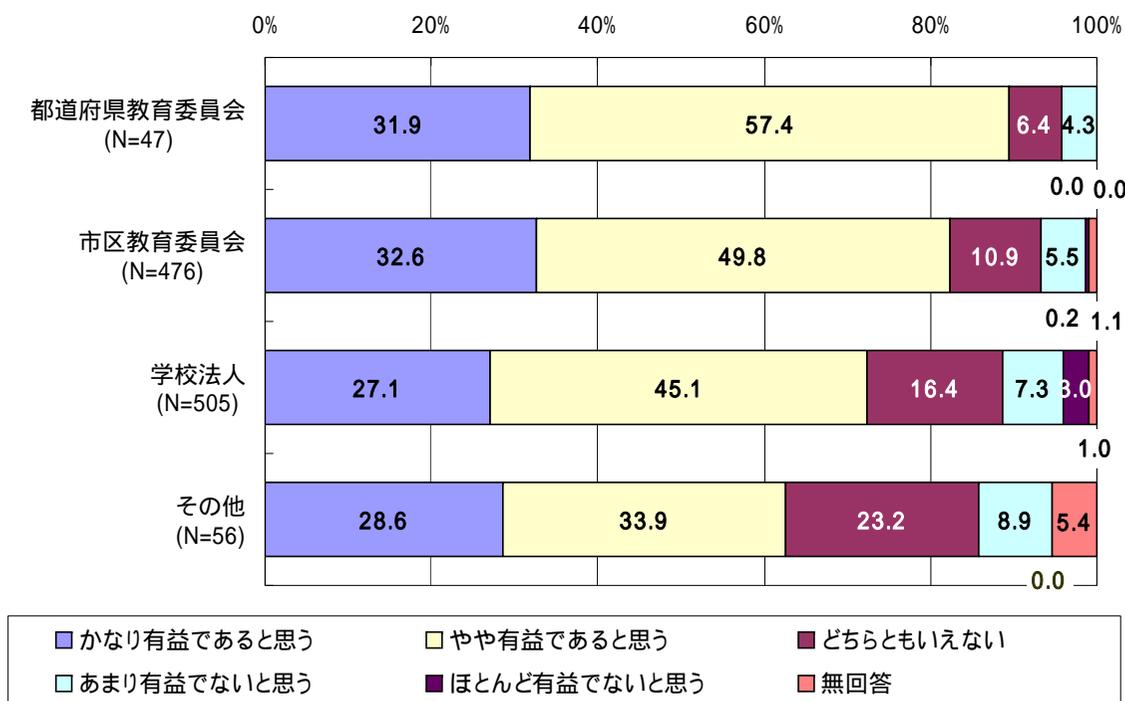


## 教職課程の効果(教職に関する科目)

教職課程の教職に関する科目(教職の意義、教育の基礎理論、教育課程及び指導方法、生徒指導・教育相談・進路指導、等)は、教員としての資質を育成する上で有益と思うかを尋ねたところ、有益である(「かなり有益であると思う」と「やや有益であると思う」の合計)が都道府県教育委員会では89.3%、市区教育委員会では82.4%、学校法人では72.2%あるのに対して、教員では52.7%となっている。

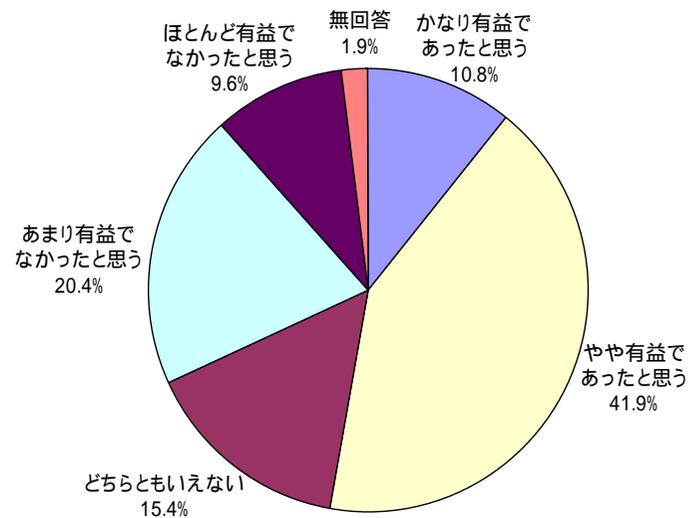
教員では、「あまり有益なかったと思う」が20.4%に上っている。

付問. 教職課程の教職に関する科目(教職の意義、教育の基礎理論、教育課程及び指導方法、生徒指導・教育相談・進路指導、等)は、教員としての資質を育成する上で有益と思われますか( は一つだけ)。



<参考> 教員

付問. 教職課程の教職に関する科目(教職の意義、教育の基礎理論、教育課程及び指導方法、生徒指導・教育相談・進路指導、等)は、あなたの教員としての資質を育成する上で有益なものでしたか( は一つだけ)。

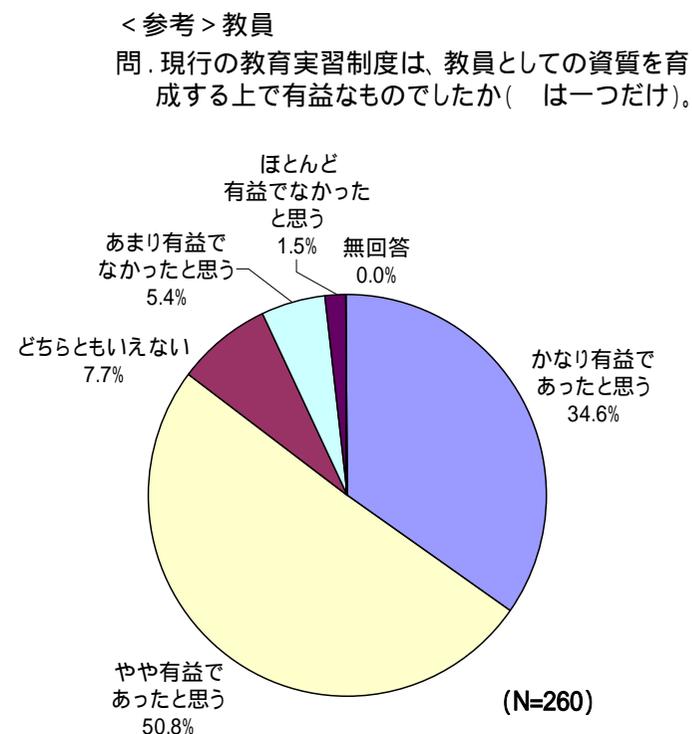
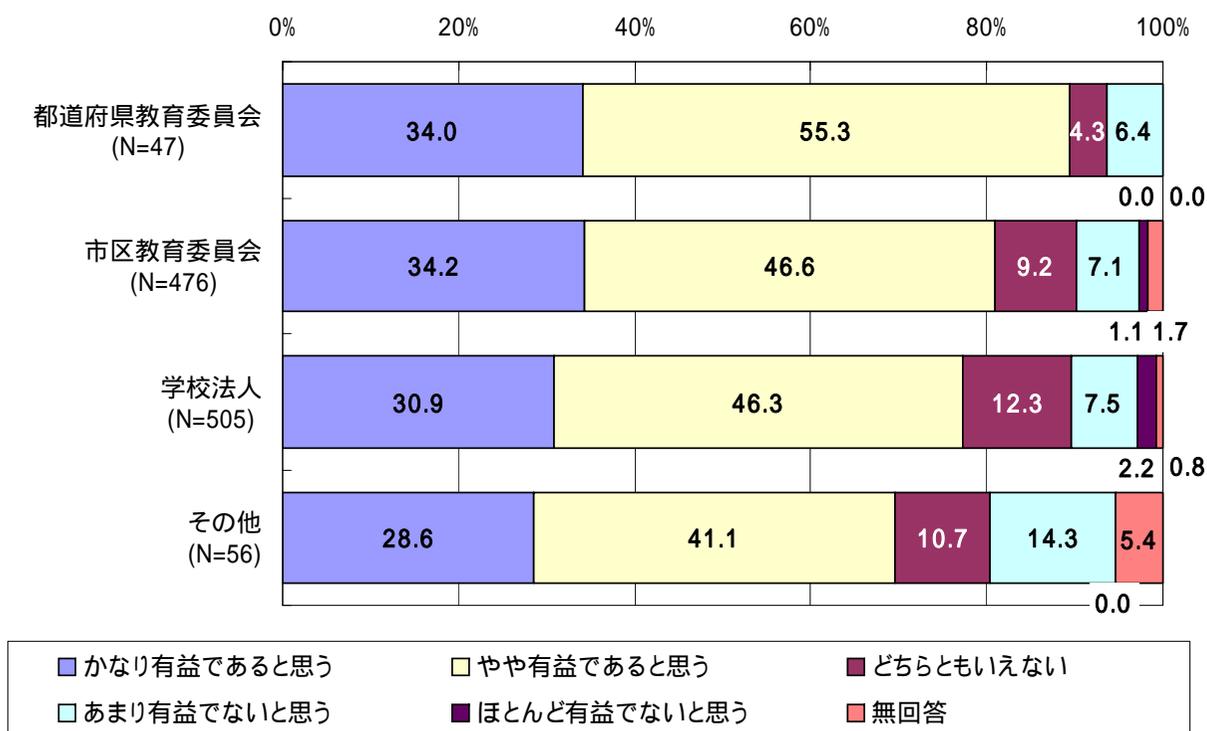


(N=260)

## 教職課程の効果(教育実習制度)

現行の教育実習制度は、教員としての資質を育成する上で有益と思うかを尋ねたところ、有益である(「かなり有益であると思う」と「やや有益であると思う」の合計)が総じて高くなっている。

問. 現行の教育実習制度は、教員としての資質を育成する上で有益と思われますか( は一つだけ)。

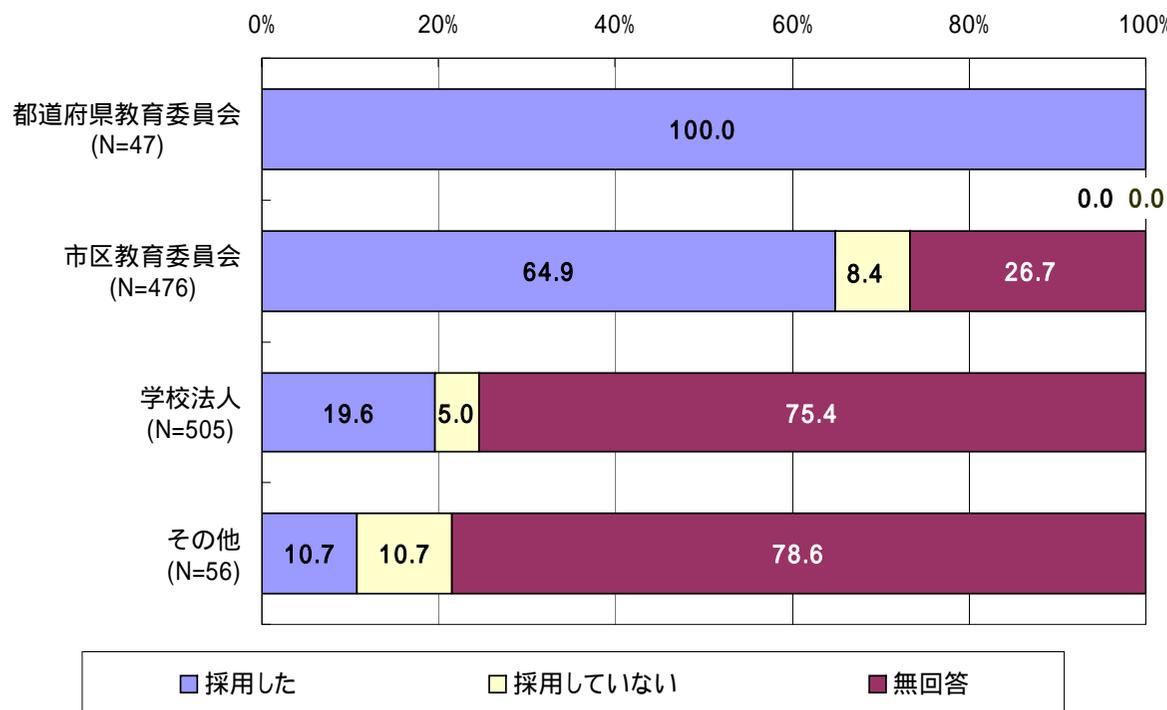


## 平成10年の教育職員免許法改正以降の新規の小学校教員採用の有無

平成10年の教育職員免許法の改正以降に新規に小学校教員を採用したかについては、市区教育委員会で「採用した」が64.9%である。

小学校教員で、「あなたの周りには改正法以降に新規に採用をされた小学校教員がいますか」と尋ねたところ、「いる」という回答が95.7%となっている。

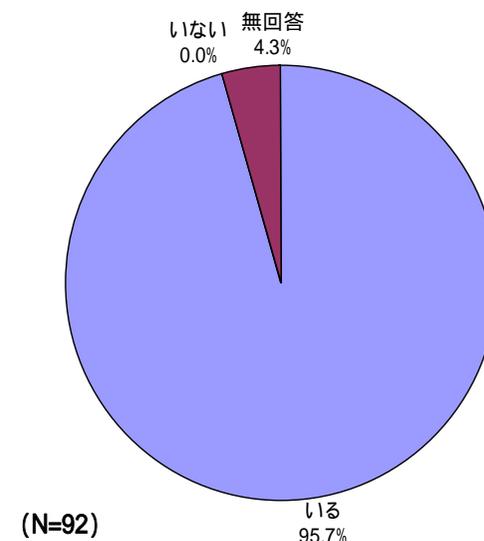
付問. 改正法以降に新規に小学校教員を採用しましたか。



<参考> 教員

(小学校教員のみ)

付問. あなたの周りには改正法以降に新規に採用をされた小学校教員がいますか。



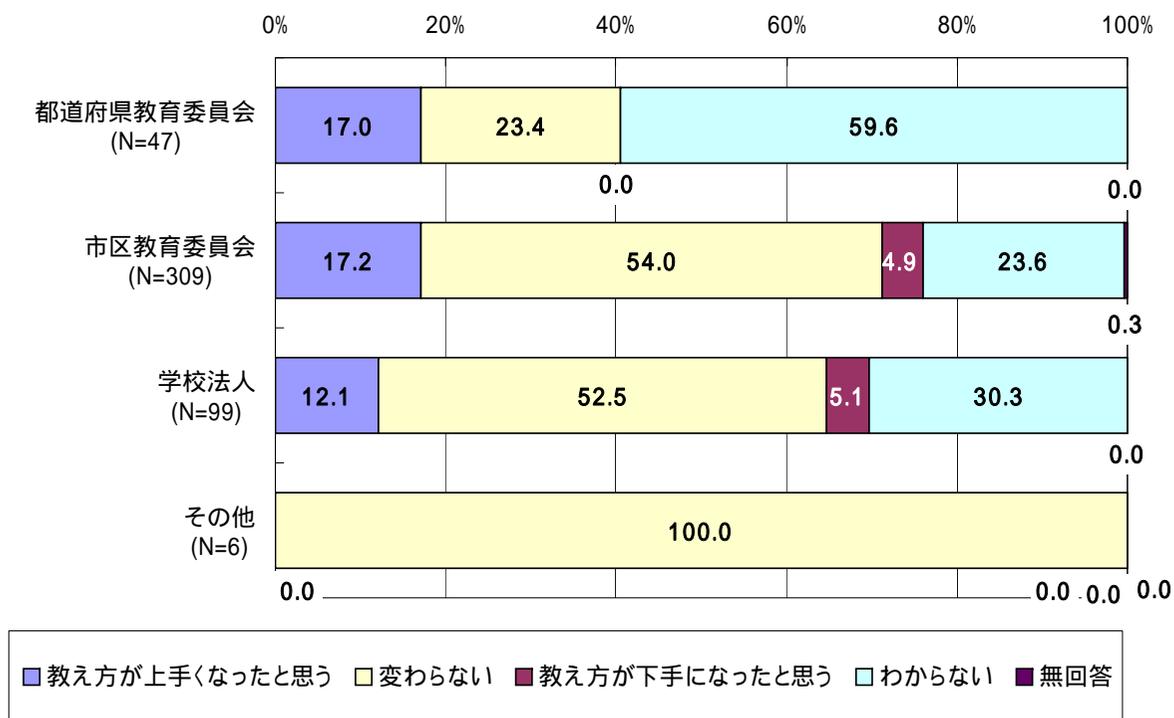
## 法改正以降に採用した(された)小学校教員の教え方

平成10年の教育職員免許法の改正以降に新規に採用された小学校教員の教え方は上手くなったと思うかを尋ねたところ、都道府県教育委員会では「教え方が上手くなったと思う」が17.0%、「変わらない」が23.4%となっている。

教員の場合をみると、「教え方が上手くなったと思う」が8.0%、「変わらない」が38.6%となっている。

(改正法以降に新規に小学校教員を採用したと答えた方のみ)

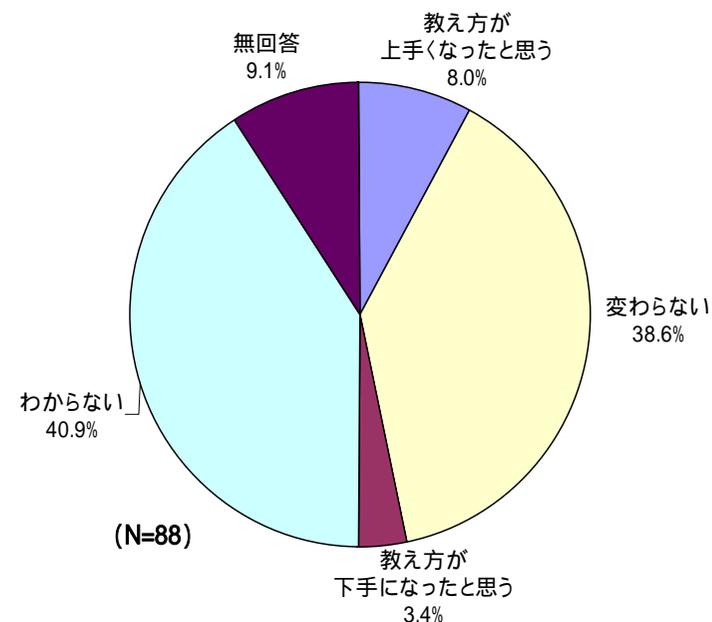
付問. 小学校教員の教え方についてお伺いいたします。小学校教員の教え方は上手くなったと思われませんか( は一つだけ)。



<参考> 教員

(改正法以降に新規に採用された小学校教員が周囲にいると答えた方のみ)

付問. あなたの周りの教員の教え方についてお伺いいたします。あなたの周りの教員の教え方は上手くなったと思われませんか( は一つだけ)。

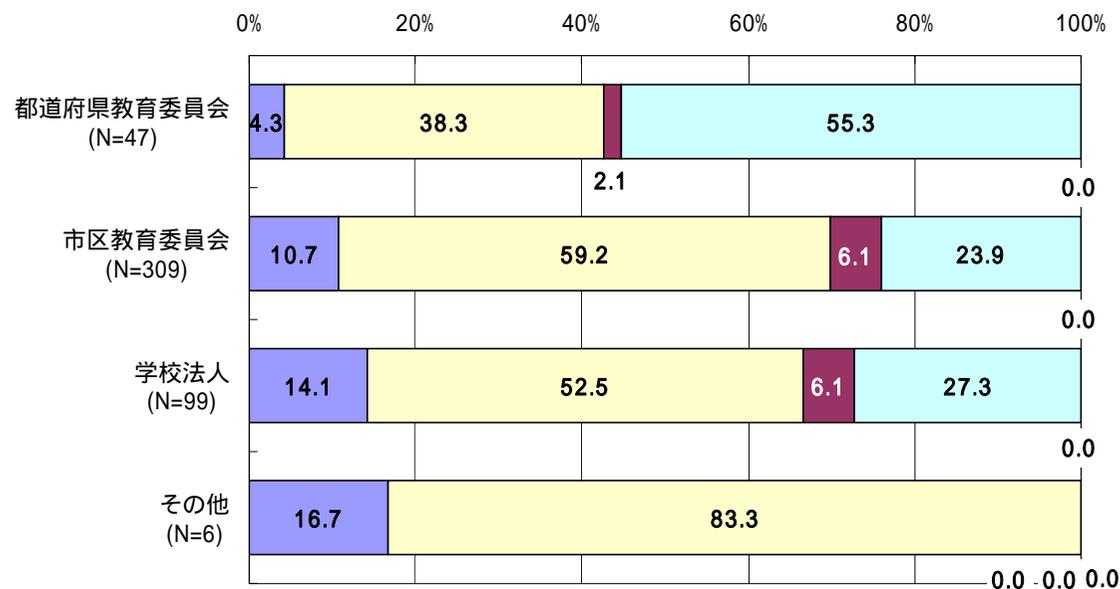


## 法改正以降に採用した(された)小学校教員の専門的知識

平成10年の教育職員免許法の改正以降に新規に採用された小学校教員の専門性(教科に関する知識)を尋ねたところ、都道府県教育委員会では「専門性が低下したと思う」が4.3%、市区教育委員会では10.7%、学校法人では14.1%となっている。教員では、「専門性が低下したと思う」が17.0%となっている。

(改正法以降に新規に小学校教員を採用したと答えた方のみ)

付問.次に小学校教員の専門性(教科に関する知識)についてお伺いいたします。専門的知識はどのようになりましたか(一つだけ)。

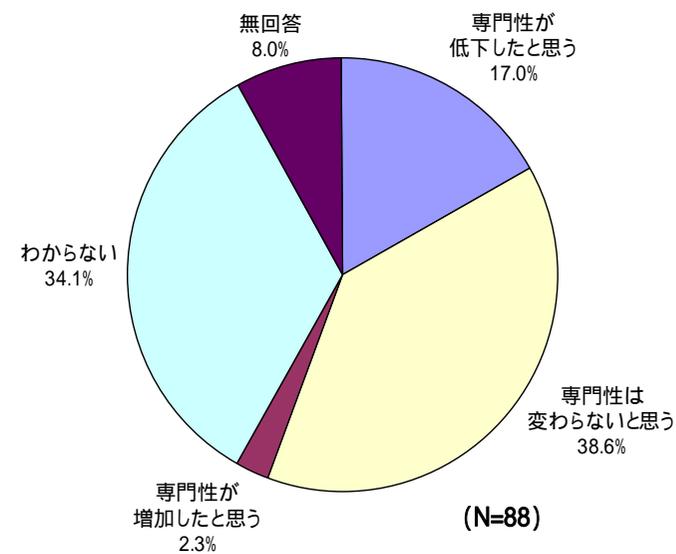


■ 専門性が低下したと思う □ 専門性は変わらないと思う ■ 専門性が増加したと思う □ わからない ■ 無回答

<参考> 教員

(改正法以降に新規に採用された小学校教員が周囲にいると答えた方のみ)

付問.次にあなたの周りの教員の専門性についてお伺いいたします。あなたの周りの教員の専門的知識はどのようになりましたか(一つだけ)。



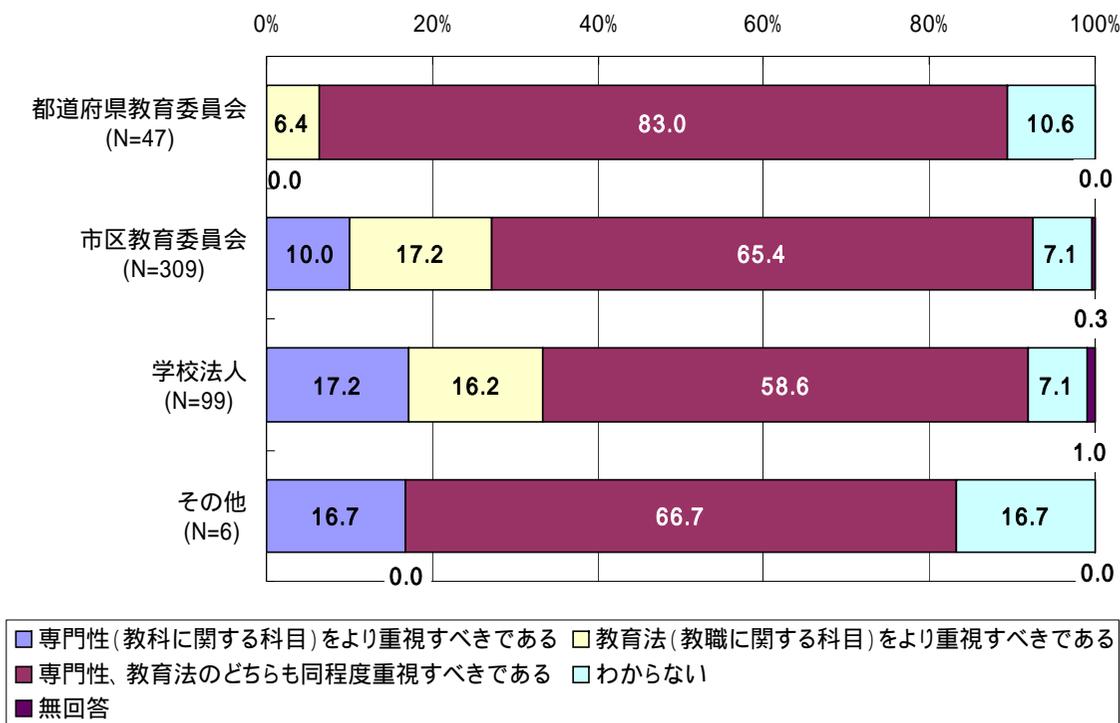
## 専門性、教育法のどちらに重点を置くか

今後は小学校教員免許の取得時において専門性、教育法のどちらに重点をおけばよいかを尋ねたところ、都道府県教育委員会では「専門性(教科に関する科目)をより重視すべきである」が0%、「専門性、教育法のどちらも同程度重視すべきである」が83.0%となっている。

教員では、両者の割合がそれぞれ、21.6%、52.3%となっている。

〔改正法以降に新規に小学校教員を採用したと答えた方のみ〕

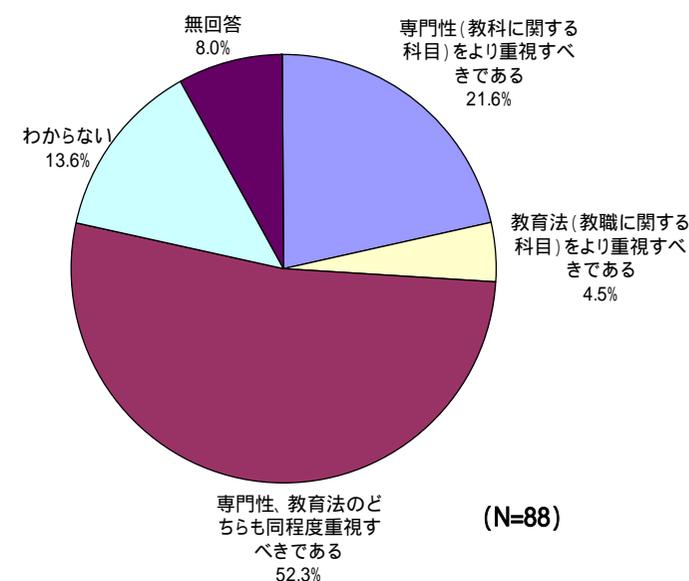
付問. その結果をご覧になった上で、今後は小学校教員免許の取得時において専門性、教育法のどちらに重点をおけばよいとお思いになりますか( 一つだけ)。



<参考> 教員

〔改正法以降に新規に採用された小学校教員が周囲にいると答えた方のみ〕

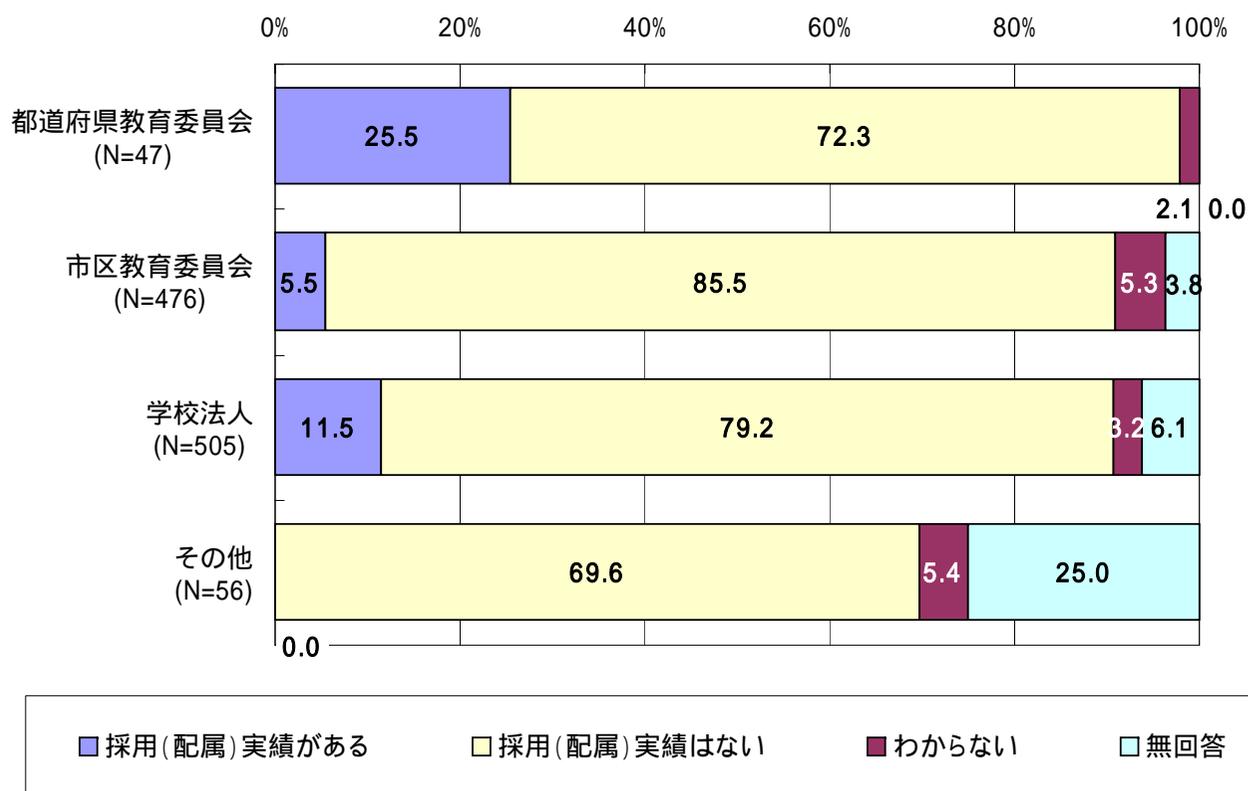
付問. その結果をご覧になった上で、今後は専門性、教育法のどちらに重点をおけばよいとお思いになりますか( 一つだけ)。



## 特別免許制度の利用実態

都道府県教育委員会では特別免許制度を活用した採用実績があるという回答は25.5%、学校法人では11.5%となっている。

問. 特別免許制度を活用した採用実績がございますか。市区町村教育委員会の場合は、この制度を活用して採用された教員が配属されたことがございますか( は一つだけ)。



## 特別免許制度の普及が進まない理由

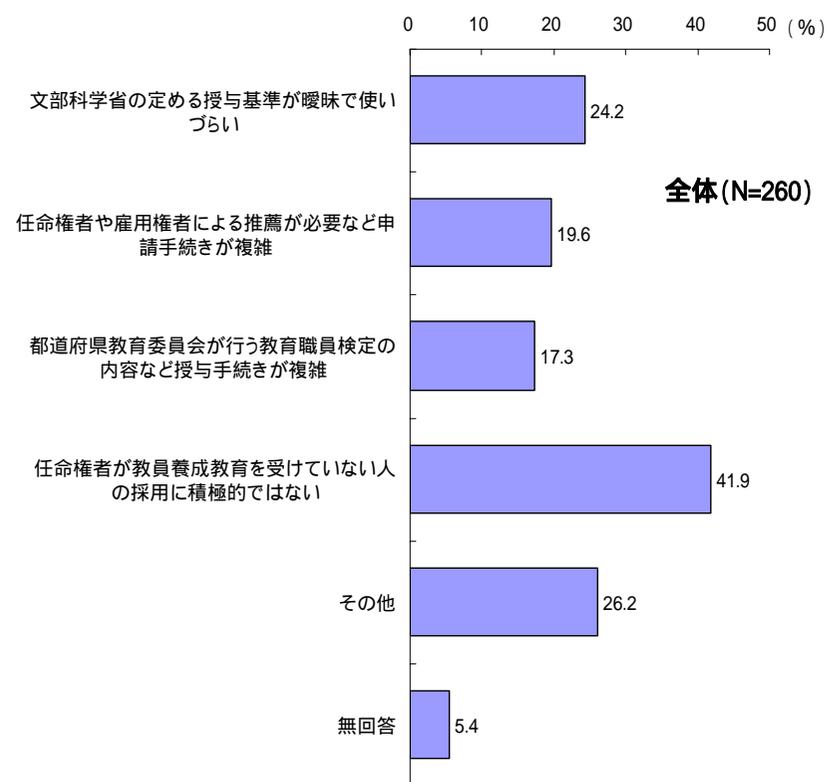
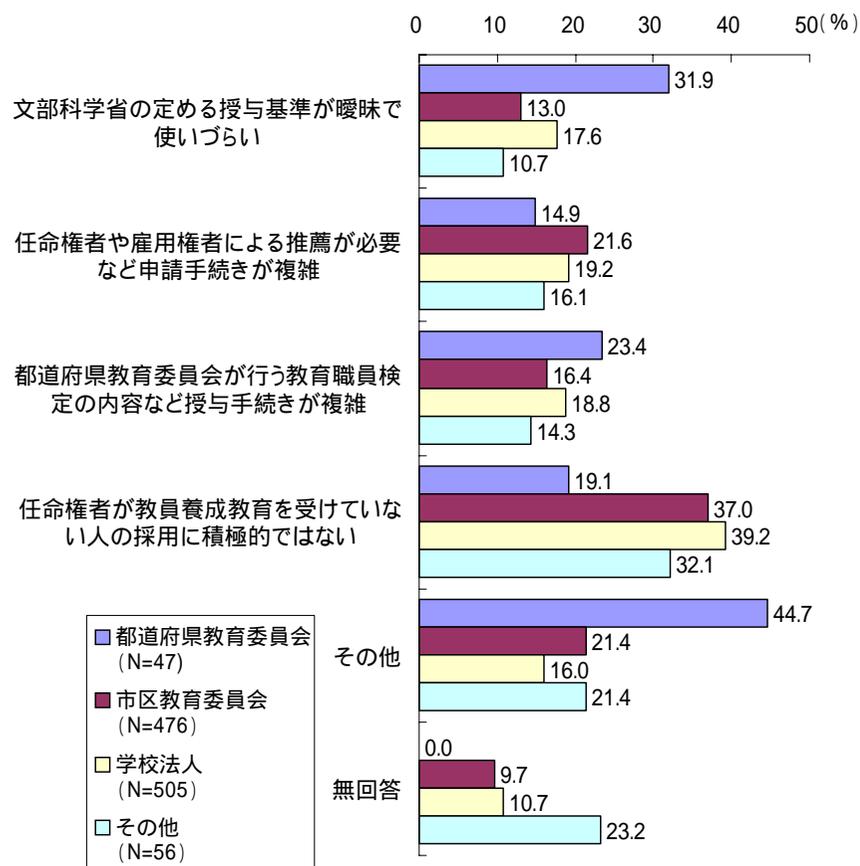
特別免許制度の授与件数が少なくあまり活用が進んでいないと思われる理由を尋ねたところ、都道府県教育委員会では「文部科学省の定める授与基準が曖昧で使いづらい」が31.9%で最も多くなっている。市区教育委員会、学校法人では「任命権者が教員養成教育を受けていない人の採用に積極的ではない」がそれぞれ、37.0%、39.2%と最も多くなっている。

教員では「任命権者が教員養成教育を受けていない人の採用に積極的ではない」が41.9%と最も多くなっている。

**問. 特別免許制度は発足から15年以上が経過していますが、授与件数が少なく(平成17年4月1日現在、全国で延べ163件)、あまり活用が進んでいない状況と思われますが、その理由についてはどのようにお考えですか(はいくつでも)。**

<参考> 教員

問. 特別免許制度は発足から15年以上が経過していますが、授与件数が少なく(平成17年4月1日現在、全国で延べ163件)、あまり活用が進んでいない状況と思われますが、その理由についてはどのようにお考えですか(はいくつでも)。

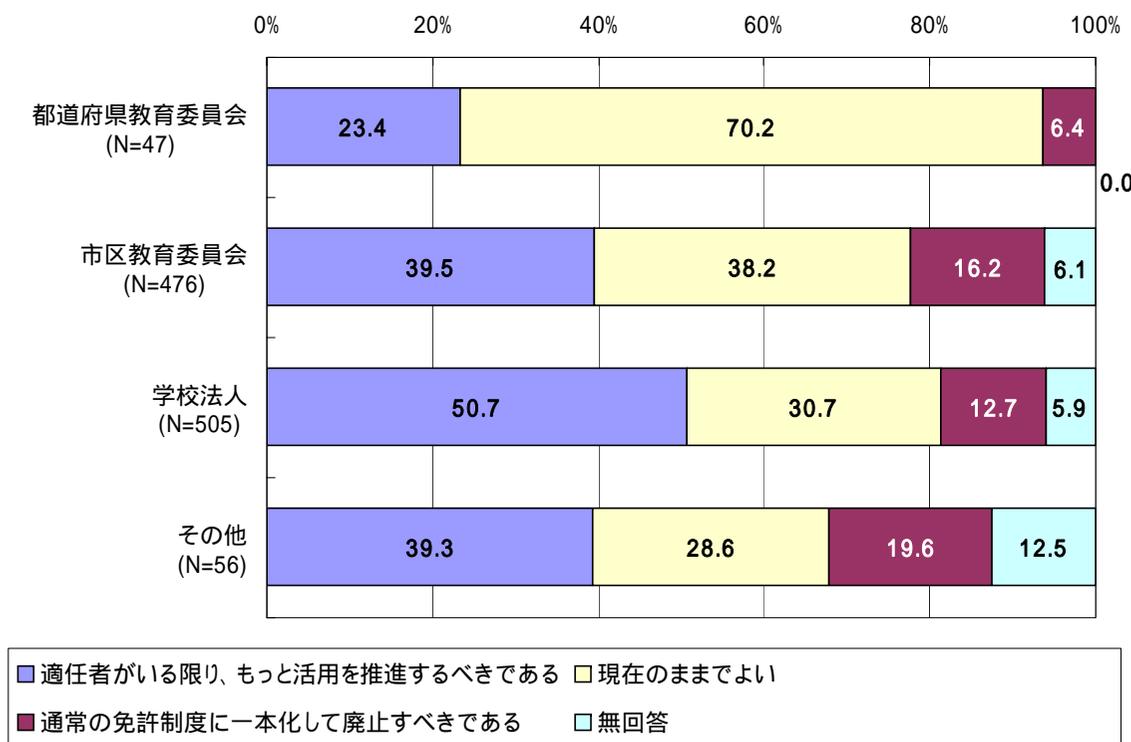


## 特別免許制度についての考え方

特別免許制度については、「適任者がいる限り、もっと活用を推進するべきである」が都道府県教育委員会では23.4%、市区教育委員会では39.5%、学校法人では50.7%となっている。

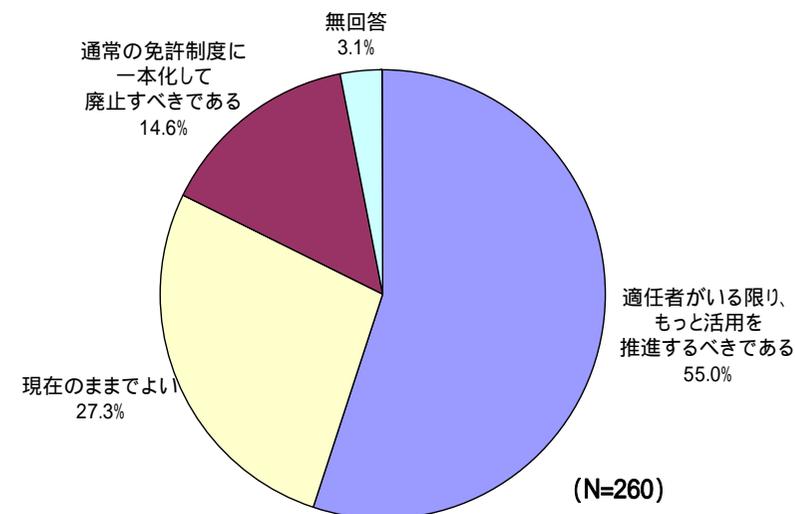
教員では、「適任者がいる限り、もっと活用を推進するべきである」が55.0%に上っている。

問. 特別免許制度については、どのようにお考えですか( は一つだけ)。



<参考> 教員

問. 特別免許制度については、どのようにお考えですか( は一つだけ)。

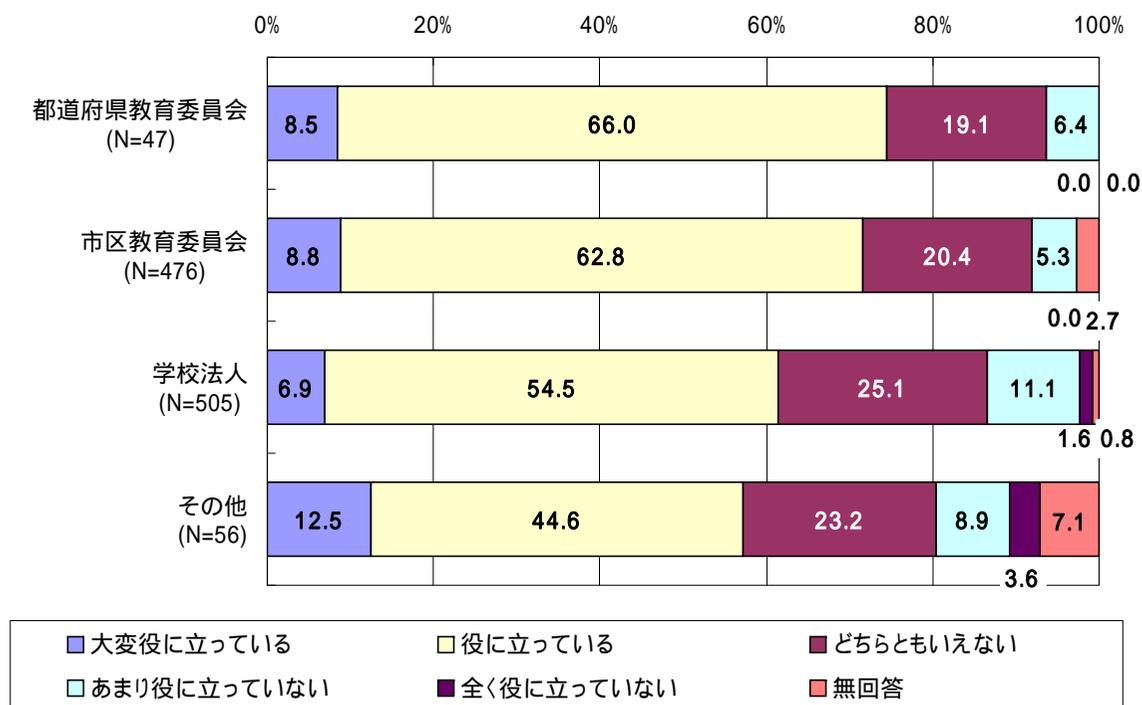


## 教員免許のための教職課程の学習と教員の資質向上

教員免許のための教職課程の学習は教員の資質向上に役に立っているかを尋ねたところ、都道府県教育委員会では役に立っている(「大変役に立っている」と「役に立っている」の合計)が76.5%、役にたっていない(「あまり役に立っていない」と「全く役に立っていない」の合計)が6.4%となっている。

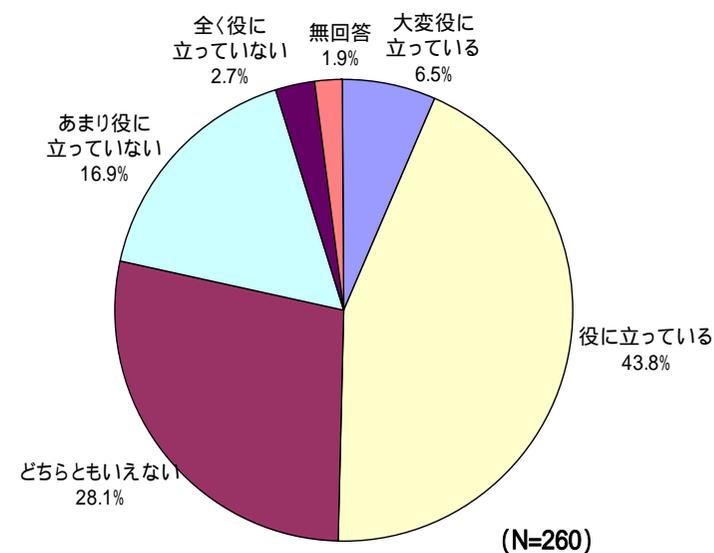
教員ではそれぞれ、50.3%、19.6%という結果になっている。

問. 教員免許のための教職課程の学習は、教員の資質向上に役に立っていると思われませんか( は一つだけ)。



<参考> 教員

問. 教員免許のための教職課程の学習は、あなたの教員としての資質向上に役に立っていると思われませんか( は一つだけ)。

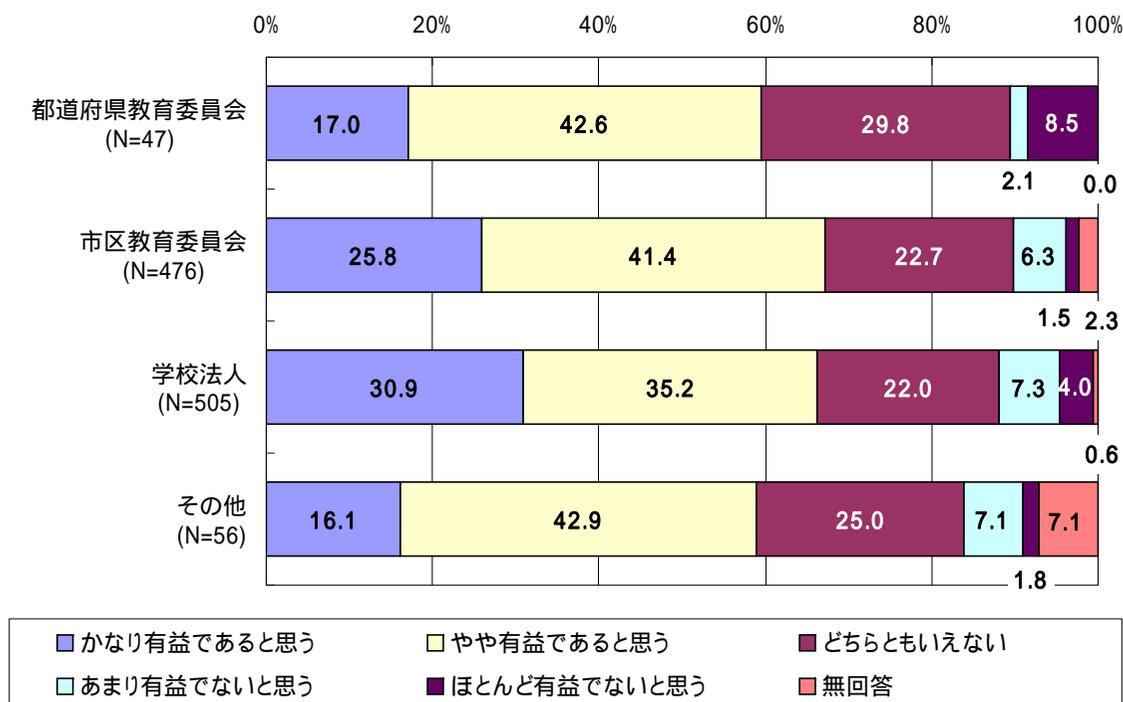


## 教員免許の更新制度と教員の資質維持

教員免許の更新制は、教員としての資質を育成する上で有益と思うかを尋ねたところ、有益である（「かなり有益であると思う」と「やや有益であると思う」の合計）が都道府県教育委員会では59.6%、市区教育委員会では67.2%、学校法人では66.1%となっている。

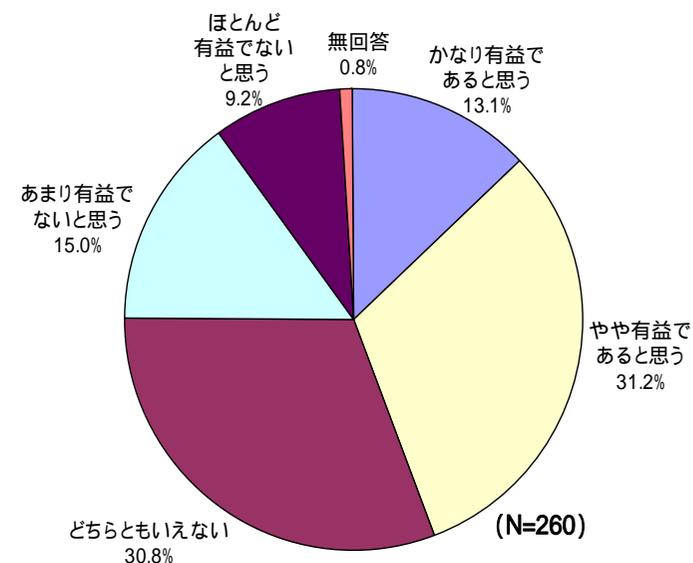
教員では、有益である（「かなり有益であると思う」と「やや有益であると思う」の合計）が44.3%となっている。

問. 教員免許の更新制は、教員としての資質を維持する上で有益と思われるか（ は一つだけ）。



<参考> 教員

問. 教員免許の更新制は、教員としての資質を維持する上で有益と思われるか（ は一つだけ）。



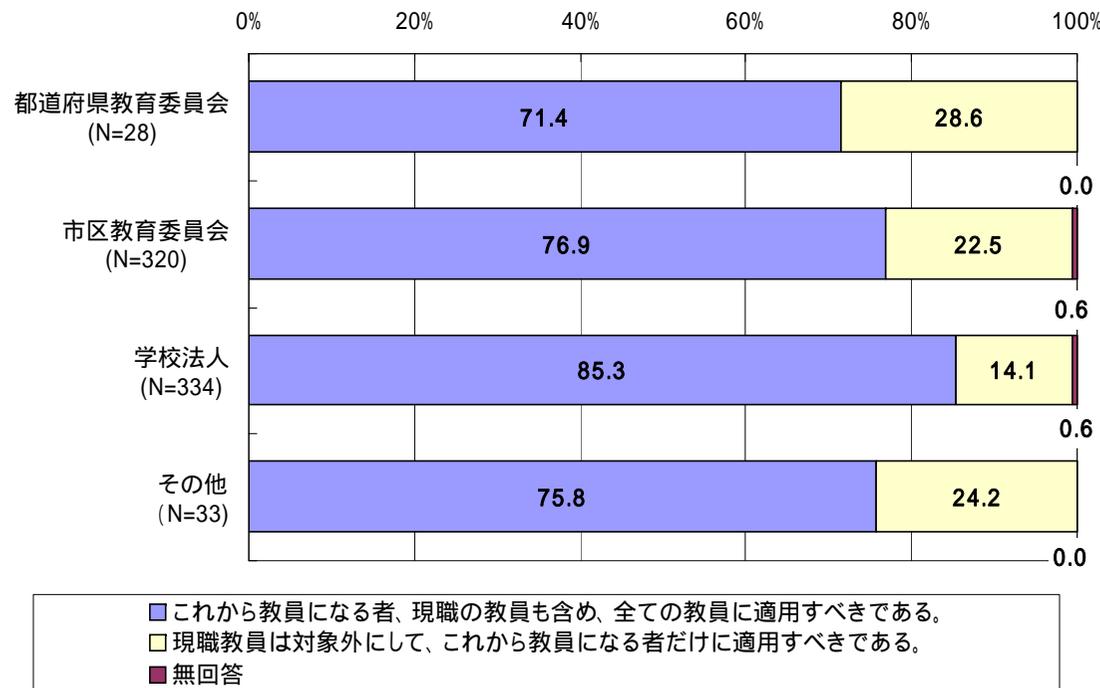
## 教員免許の更新制度と教員の資質維持

教員免許の更新制は教員としての資質を育成する上で有益であると回答した方に、導入の対象を尋ねたところ、「これから教員になる者、現職の教員も含め、全ての教員に適用すべきである」が都道府県教育委員会では71.4%、市区教育委員会では76.9%、学校法人では85.3%になっている。

教員では、「これから教員になる者、現職の教員も含め、全ての教員に適用すべきである」が82.6%となっている。

〔問の選択肢で1、2と回答した方のみ〕

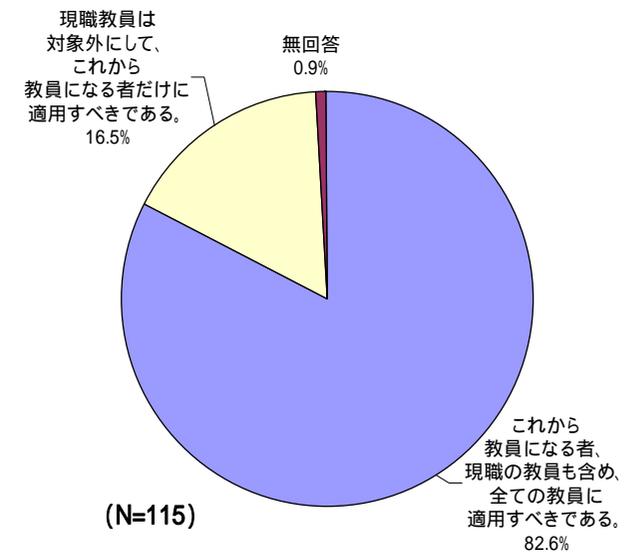
付問. 教員免許の更新制を導入するとしたら、どのようにすべきであると思われますか( は一つだけ)。



<参考> 教員

〔問の選択肢1、2と回答した方のみ〕

付問. 教員免許の更新制を導入するとしたら、どのようにすべきであると思われますか( は一つだけ)。



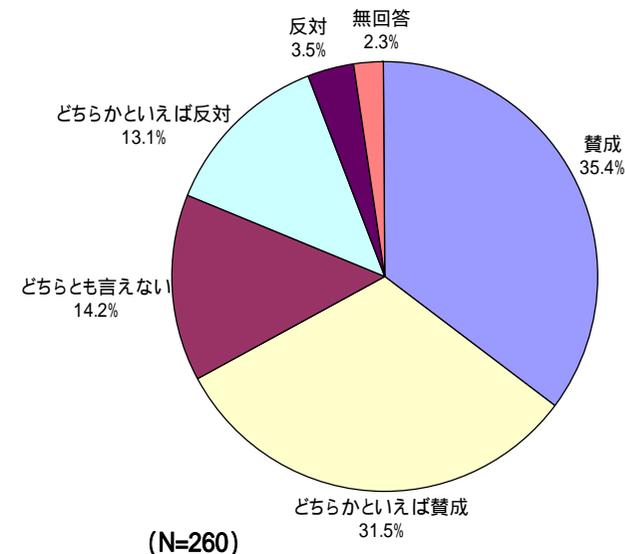
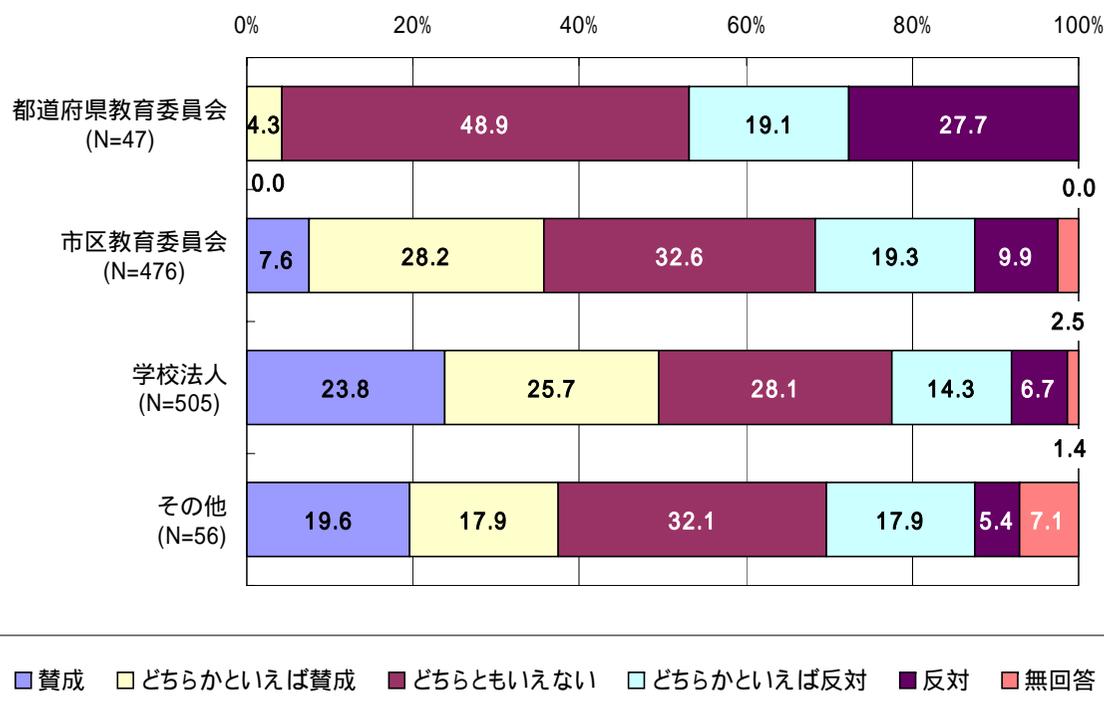
## 教員免許の有無を不問とした教員採用についての考え方

採用試験の際に教員免許の有無を不問として人材を募集しその中で免許なしで採用した方が適任であることを確認しつつ、通信教育等で教員免許を取得させた後常勤教員として極めて適任な人が採用できたという例にみられるような採用方法の拡大については、都道府県教育委員会では賛成（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）が4.3%であるのに対し、教員は賛成が66.9%となっている。

問. ある私立学校では、採用試験の際に教員免許の有無を不問として人材を募集し、その中で免許なしで採用した方が適任であることを確認しつつ、通信教育等で教員免許を取得させた後、常勤教員として極めて適任な人が採用できたという例がありません。こうした採用方法の拡大について、どのようにお感じになりますか。（ は一つだけ）

<参考> 教員

問. ある私立学校では、採用試験の際に教員免許の有無を不問として人材を募集し、その中で免許なしで採用した方が適任であることを確認しつつ、通信教育等で教員免許を取得させた後、常勤教員として極めて適任な人が採用できたという例があります。こうした採用方法の拡大について、どのようにお感じになりますか。（ は一つだけ）

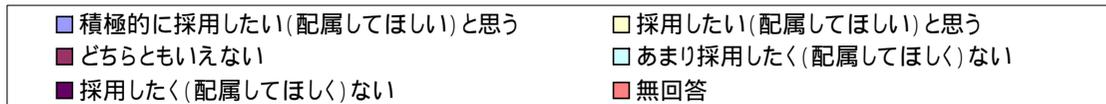
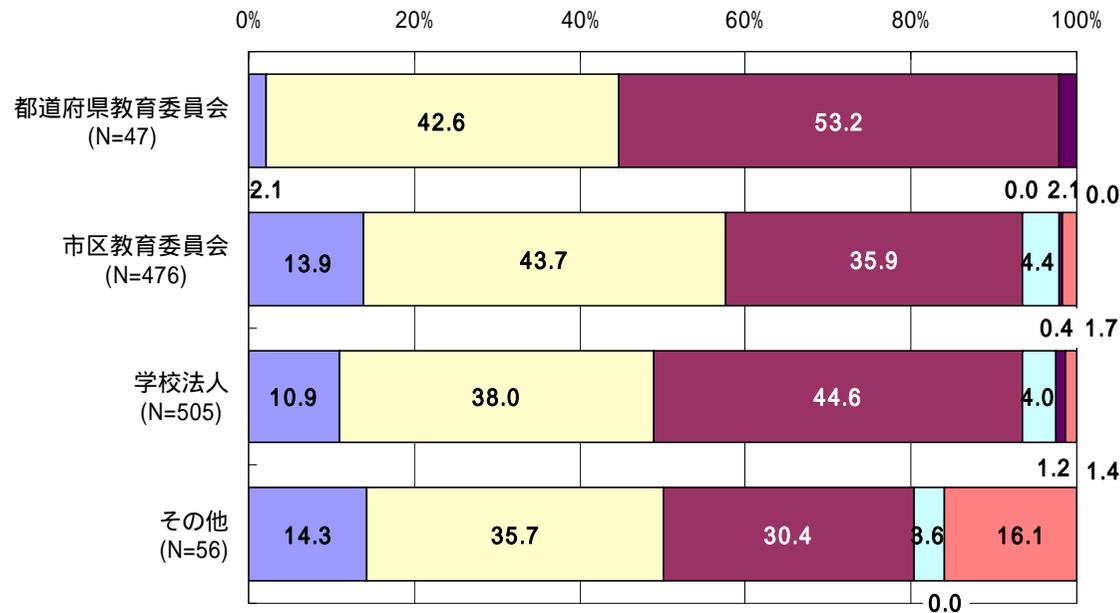


## 教職大学院修了者の採用

教職大学院の修了者を教員として採用したいかどうかを尋ねたところ、採用したい(配属してほしい) (「積極的に採用したい(配属してほしい)」と「採用したい(配属してほしい)」の合計)が都道府県教育委員会では44.7%となっている。

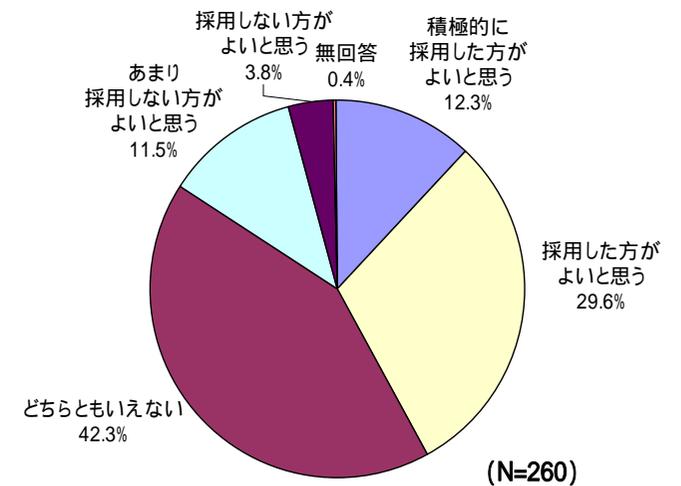
教員に教職大学院が実現した場合にその修了者を教員として採用した方がよいかを尋ねたところ、採用した方がよい(「積極的に採用した方がよい」と「採用した方がよい」の合計)が41.9%となっている。

問. 教職大学院が実現したとしたら、その修了者を教員として採用したいと思われませんか。市区町村教育委員会の方は、配属してほしいと思われませんか( は一つだけ)。



<参考> 教員

問. 教職大学院が実現したとしたら、その修了者を教員として採用した方がよいと思われませんか。( は一つだけ)。



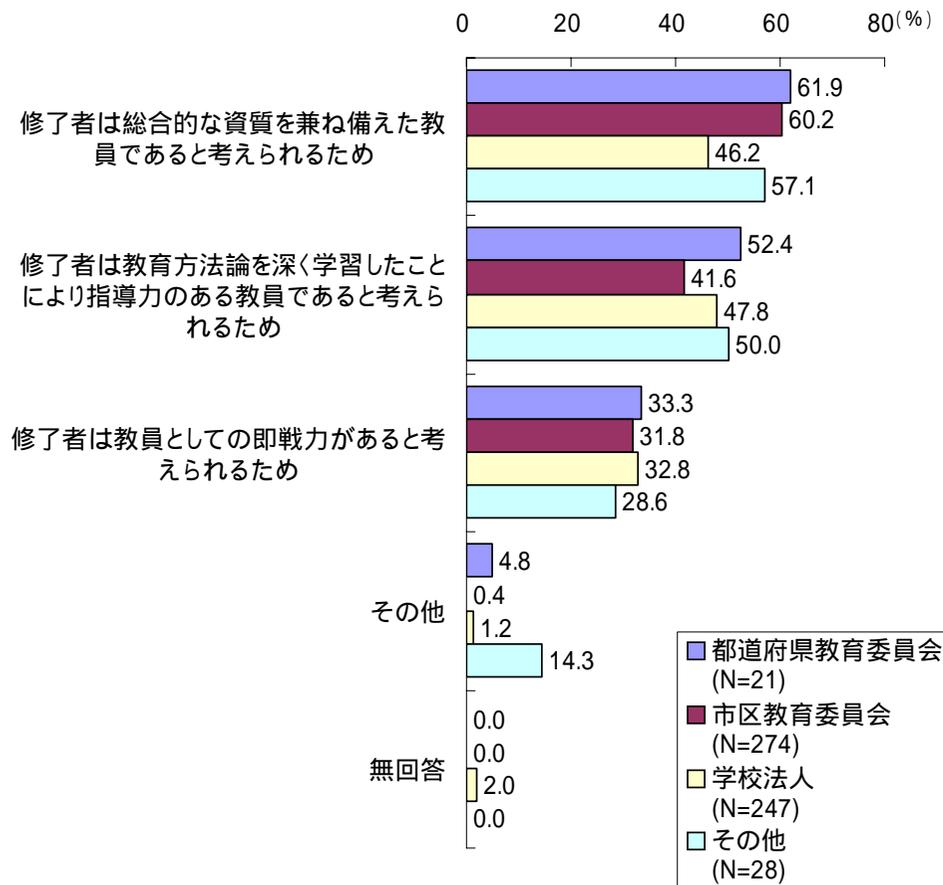
## 教職大学院修了者を採用したい(した方がよい)・配属してほしいと思う理由

教職大学院が実現した場合にその修了者を教員として採用したいという回答者にその理由を尋ねたところ、「修了者は総合的な資質を兼ね備えた教員であると考えられるため」が都道府県教育委員会で61.9%、市区教育委員会で60.2%と最も多くあげられている。

教員では、「修了者は教育方法論を深く学習したことにより指導力のある教員であると考えられるため」が46.9%と最も多くなっている。

(問の選択肢1、2に回答した方のみ)

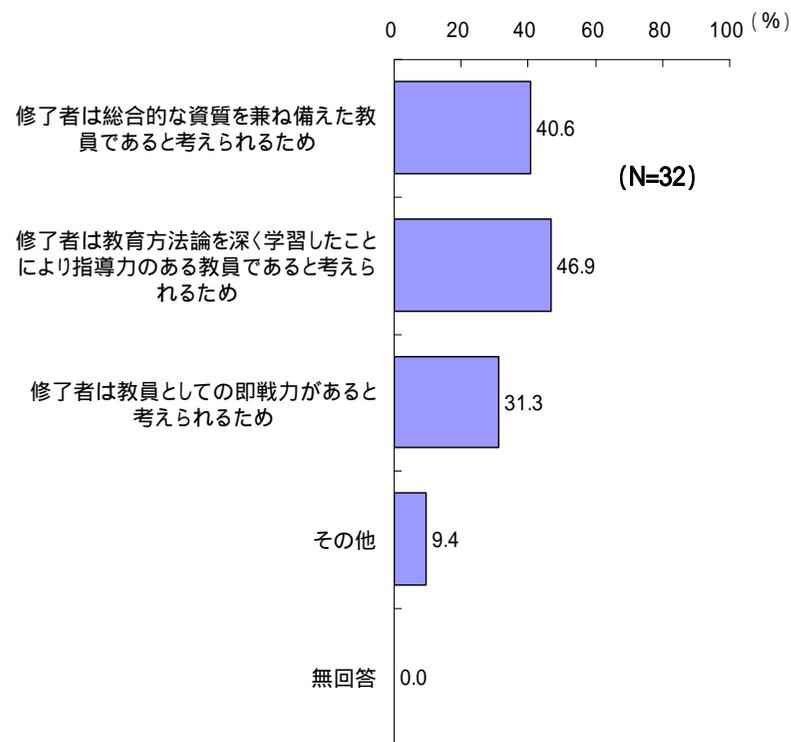
付問. 教職大学院の修了者を教員として採用したいと思われる理由は何ですか  
(はいくつでも)



<参考> 教員

(問の選択肢1、2に回答した方のみ)

付問. 教職大学院の修了者を教員として採用した方がよいと思われる理由は何ですか(はいくつでも)



## 教職大学院修了者を採用しない(しない方がよい)・配属してほしくないと思う理由

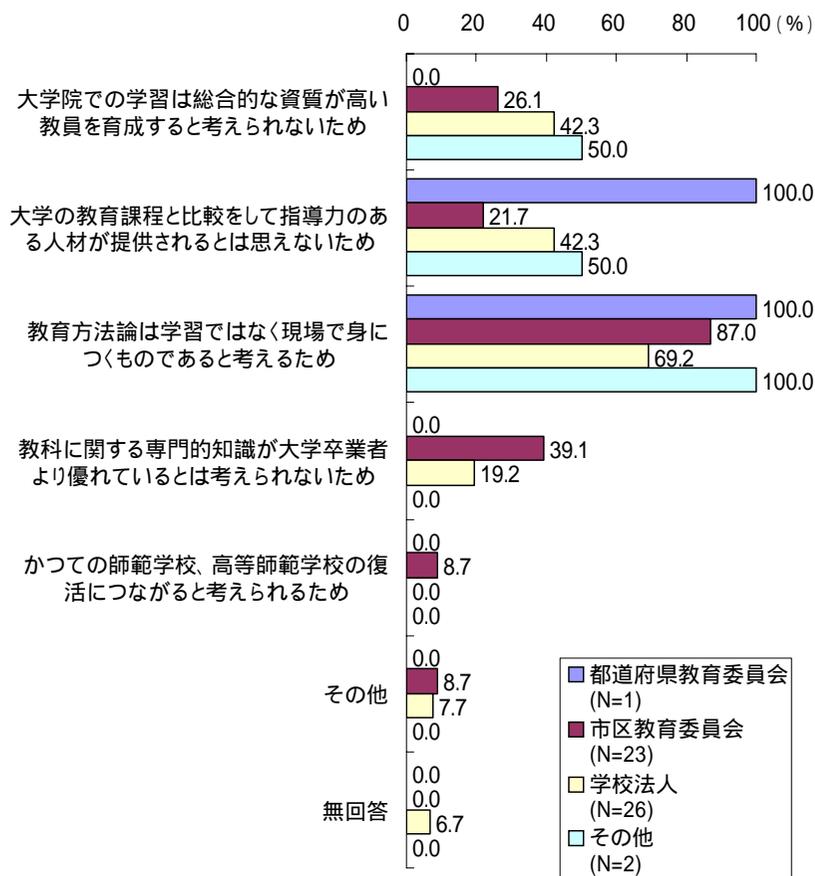
教職大学院が実現した場合にその修了者を教員として採用したくないという回答者にその理由を尋ねたところ、「教育方法論は学習ではなく現場で身につくものであると考えるため」が最も多くあげられている。

教員でも、「教育方法論は学習ではなく現場で身につくものであると考えるため」が85.0%と最も多くなっている。

(問にて4、5と回答した方のみ)

付問. 教職大学院の修了者を教員として採用したくないと思われる理由は何ですか

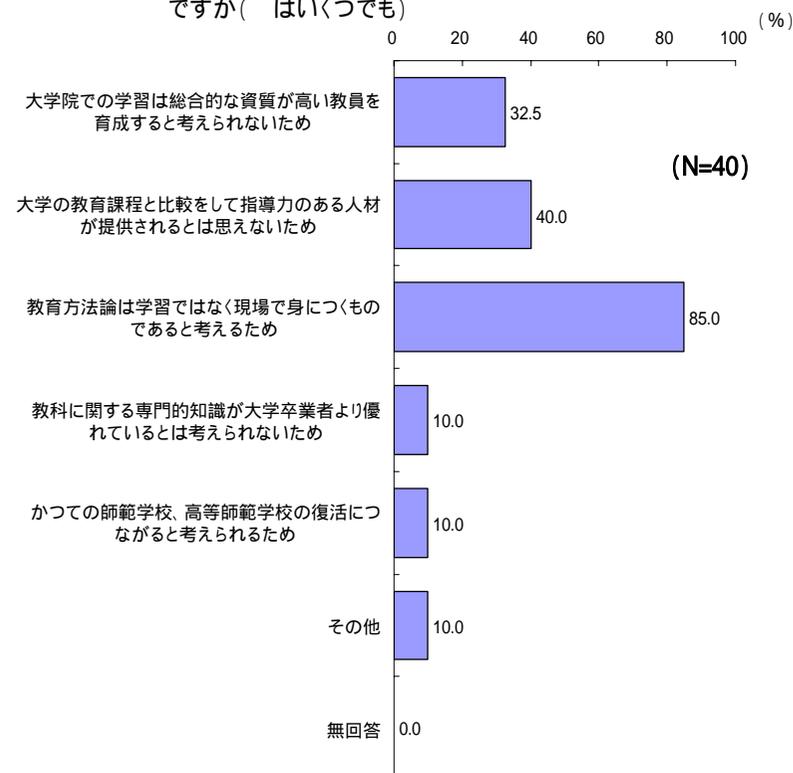
(はいくつでも)



<参考> 教員

(問にて4、5と回答した方のみ)

付問. 教職大学院の修了者を教員として採用しない方がよいと思われる理由は何ですか(はいくつでも)



## 教職大学院修了者の採用方法

教職大学院の修了者を採用するとした場合の採用方法を尋ねたところ、「大学院修了という資格には変わりがなく、教員としての適性が一律に高いという保証はないため採用試験等は一般大学院修了者と同等にしたい」が最も多くあげられている。

教員でも、「大学院修了という資格には変わりがなく、教員としての適性が一律に高いという保証はないため採用試験等は一般大学院修了者と同等にした方が良くと思う」という同様の意見が69.2%と最も多くなっている。

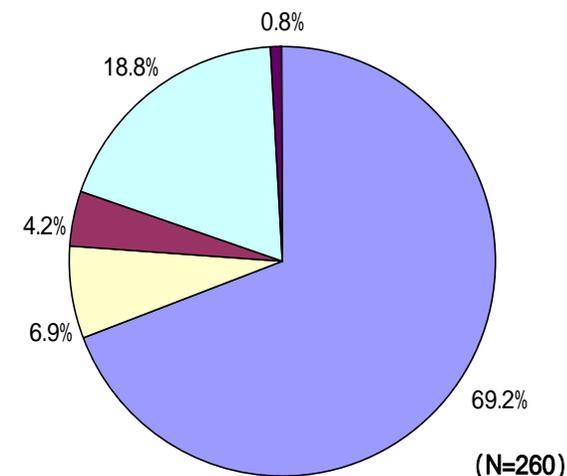
問. 教職大学院の修了者を採用するとしたら、その採用方法はどのようにしていきたいとお考えですか。市区町村教育委員会の方は、どのようにしてほしいとお考えですか( は一つだけ)。



- 大学院修了という資格には変わりがなく、教員としての適性が一律に高いという保証はないため採用試験等は一般大学院修了者と同等にしたい
- 実務的教育により、教職大学院の修了者は教員としての適性が高いと考えられるため、採用試験等は一般学部・大学院修了者より簡略化したい
- 実務的教育により、実践的な教育能力を当初から身に付けているであろうから優先的に採用したい
- 現時点ではわからない
- 無回答

<参考> 教員

問. 教職大学院の修了者を採用するとしたら、給料等その処遇はどのようにした方がよいとお考えですか( は一つだけ)。



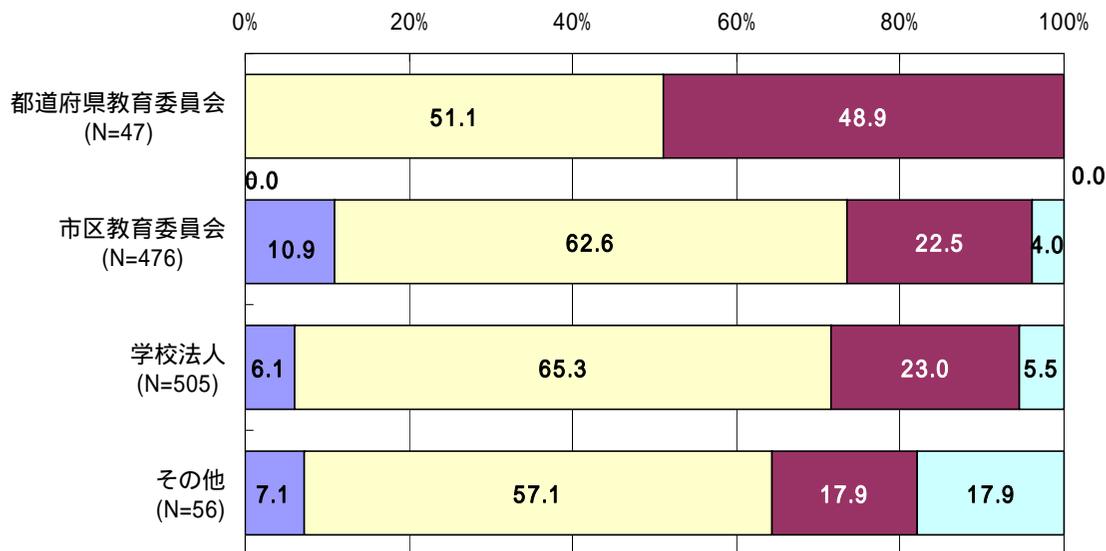
大学院修了という資格には変わりがなく、教員としての適性が一律に高いという保証はないため採用試験等は一般大学院修了者と同等にした方が良くと思う  
実務的教育により、教職大学院の修了者は教員としての適性が高いと考えられるため、採用試験等は一般学部・大学院修了者より簡略化した方が良く思う  
実務的教育により、実践的な教育能力を当初から見につけているであろうから優先的に採用した方が良く思う  
現時点ではわからない  
無回答

## 教職大学院修了者の給料・処遇

教職大学院の修了者を採用するとした場合の給与等の処遇について尋ねたところ、「大学院修了という資格には変わりがないので、処遇は一般大学院修了者と同等にする」が最も多くあげられている。

教員でも、「大学院修了という資格には変わりがないので、処遇は一般大学院修了者と同等にすればよいと思う」という同様の意見が71.2%と最も多くなっている。

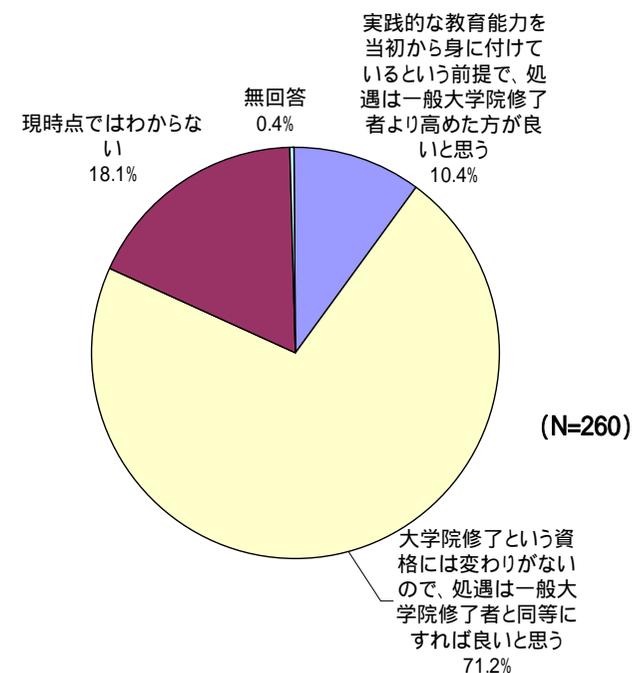
問. 教職大学院の修了者を採用するとしたら、給料等その処遇はどのようになる、あるいはしてほしいとお考えですか( 一つだけ)。



- 実的な教育能力を当初から身に付けているという前提で、処遇は一般大学院修了者より高める
- 大学院修了という資格には変わりがないので、処遇は一般大学院修了者と同等にする
- 現時点ではわからない
- 無回答

<参考> 教員

問. 教職大学院の修了者を採用するとしたら、給料等その処遇はどのようにした方がよいとお考えですか( 一つだけ)。



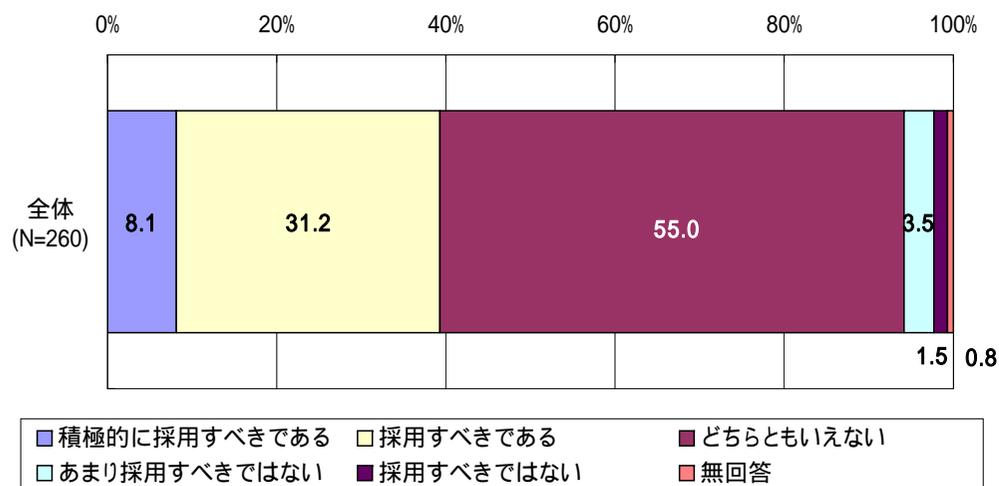
## 自分の学校での教職大学院修了者の採用 / 教職大学院への通学希望

教職大学院が実現するとしたら修了者を自身が勤務する学校で採用することに対してどのように思うかを教員に尋ねたところ、採用すべきである(「積極的に採用すべきである」と「採用すべきである」の合計)が39.3%となっている。

教職大学院が実現したとしたら教職大学院に通いたいかを教員に尋ねたところ、通いたい(「通いたい」と「どちらかというに通いたい」の合計)が42.3%となっている。

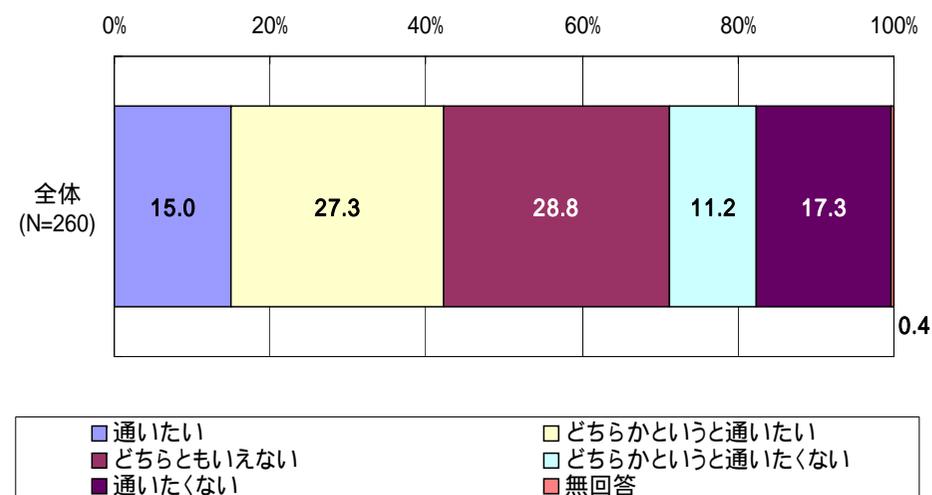
### <教員>

問. 教職大学院が実現するとしたら、修了者をあなたの学校で採用することに対してどのようにお思いになりますか。( は一つだけ)



### <教員>

問. 教職大学院が実現したとしたら、あなたは教職大学院に通いたいとお思いになりますか。( は一つだけ)。



## 都道府県の私立学校審議会の委員構成

委員構成の分布は以下のようなものである。検討中あるいは未定が多いと思われる。

問. 現在の貴都道府県の私立学校審議会の委員構成をお知らせください。

都道府県教育委員会 N=47

	N	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	13人	14人	15人
私立学校関係者	47						1			3	18	8	8	5		1	3
民間有識者	47	5	5	12	19	2	3		1								
その他	47	28	6	7	5						1						

〔問の選択肢1に回答した方のみ〕

問. 見直す前の委員構成をお知らせください。

都道府県教育委員会 N=5

	N	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	13人	14人	15人
私立学校関係者	5	1								1	2		1				
民間有識者	5	1	1	1	2												
その他	5	4		1													

〔問の選択肢2に回答した方のみ〕

問. 私立学校審議会の委員構成をどのように見直す予定ですか。

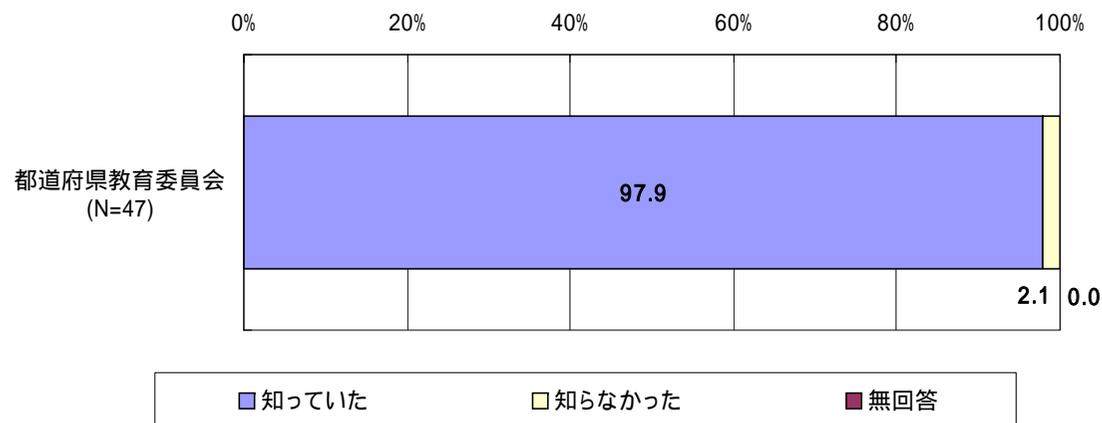
都道府県教育委員会 N=26

	N	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	13人	14人	15人
私立学校関係者	8	2			1		3					1	1				
民間有識者	26	21				1	1		1			1					1
その他	26	25															1

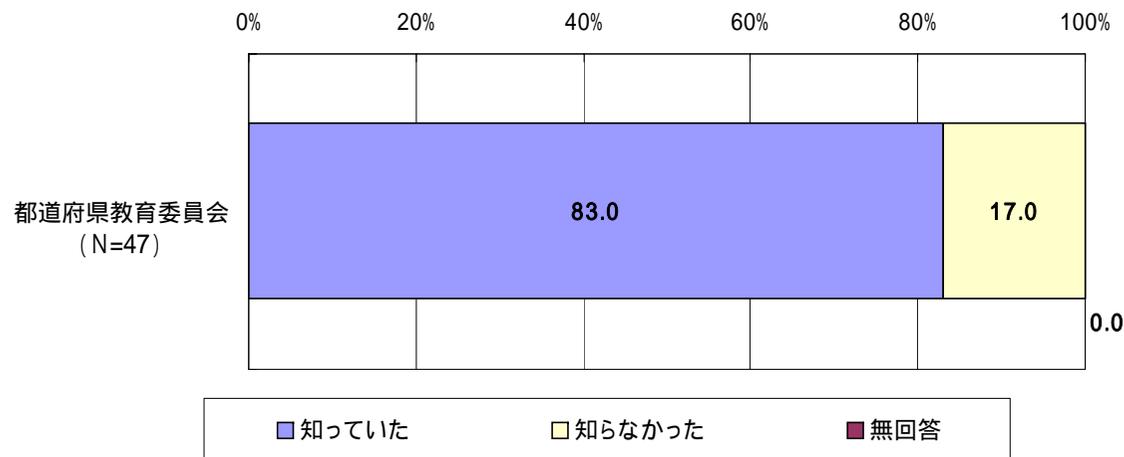
は「民間有識者」と「その他」を合計して5人という回答が1サンプルあったことを示している。

## 私立学校審議会の委員構成の規定撤廃

付問.私立学校審査会の委員構成員の4分の3以上が同一都道府県内の私立学校関係者でなくてはならないという規定が撤廃されたことをご存知でしたか。

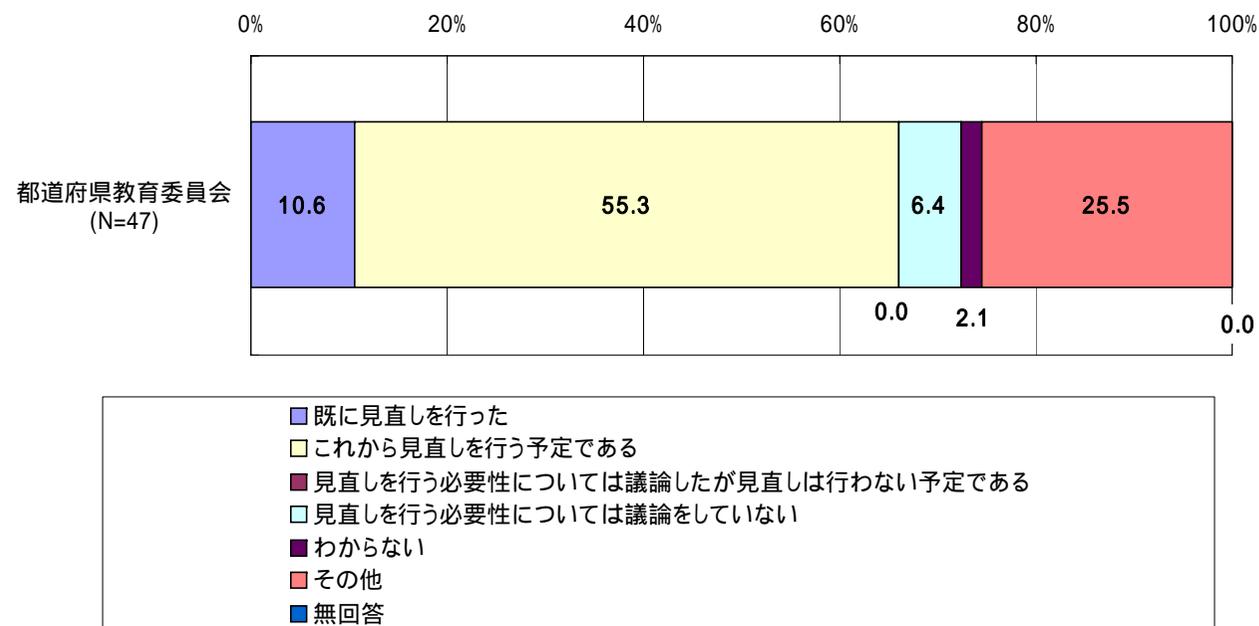


付問.この変更が当規制改革会議の提案に基づいて実施されたものであるということをご存知でしたか。



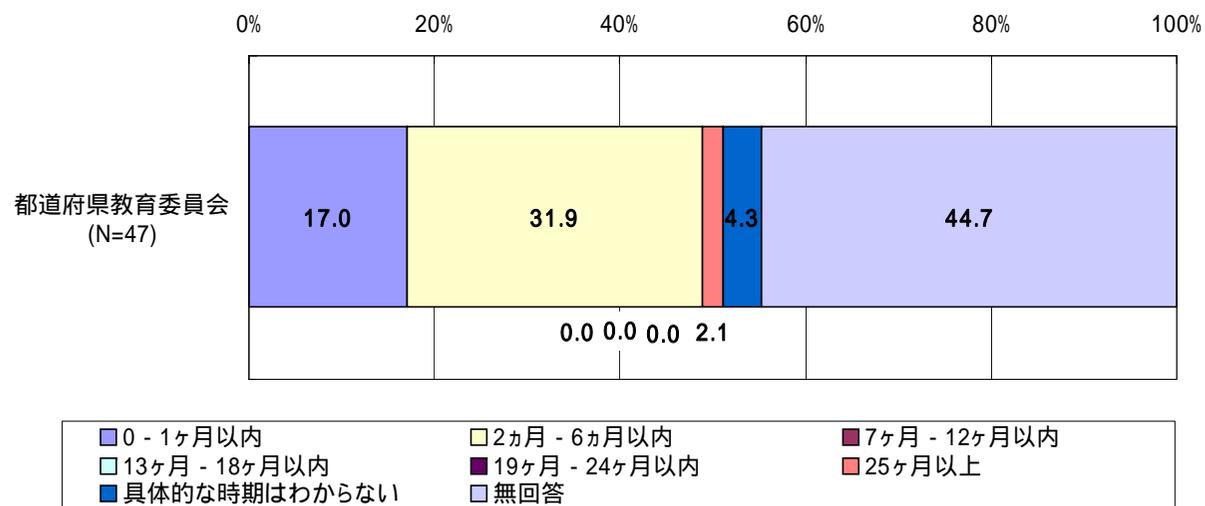
## 私立学校審議会の委員構成の見直し

問. これを受けて、貴都道府県では、私立学校審議会の委員構成をどのようにしていく予定ですか(または、しましたか)。( は一つだけ)



## 私立学校審議会の委員構成見直しの時期

付問. また、その時期はいつ頃を予定していますか。( 一つだけ)



## < 教育委員会・学校法人 > 所在地の都道府県

### < 教育委員会・学校法人 > 所在地の都道府県( は一つだけ)

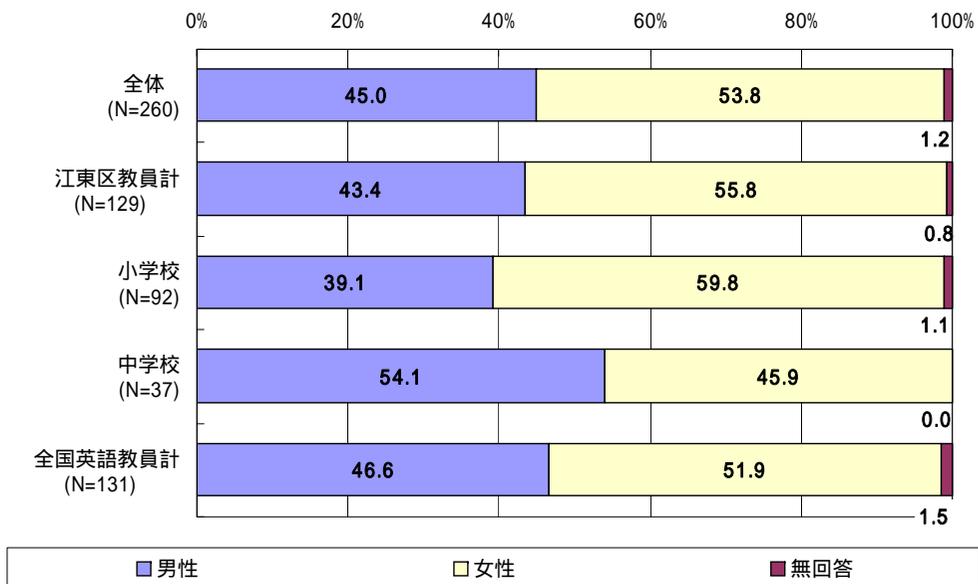
	N	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	東京都	神奈川 県	埼玉県	千葉県	茨城県	栃木県	群馬県	山梨県	新潟県	長野県	富山県	
都道府県教育委員会	47	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
市区教育委員会	476	3.4	1.5	0.8	1.3	1.1	1.7	1.1	7.1	2.7	4.4	5.0	4.4	2.5	1.7	1.1	3.2	1.9	1.5	
学校法人	505	1.4	0.0	0.6	0.8	0.2	0.2	23.0	11.5	1.8	2.4	1.6	1.2	0.6	0.4	0.6	0.2	0.0		
その他	56	3.6	1.8	0.0	0.0	3.6	0.0	1.8	16.1	1.8	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0	1.8	1.8	1.8	1.8	

	N	石川県	福井県	愛知県	岐阜県	静岡県	三重県	大阪府	兵庫県	京都府	滋賀県	奈良県	和歌山 県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	
都道府県教育委員会	47	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
市区教育委員会	476	1.5	1.3	5.7	2.7	2.3	1.5	4.8	3.6	1.5	1.7	1.3	0.4	0.2	0.8	2.1	1.9	2.1	0.6	
学校法人	505	0.6	0.2	3.2	1.4	2.8	1.4	7.9	4.8	3.0	0.6	1.6	1.0	0.6	0.4	1.6	2.4	0.8	0.6	
その他	56	1.8	0.0	1.8	1.8	3.6	0.0	0.0	1.8	7.1	1.8	1.8	3.6	0.0	0.0	3.6	5.4	1.8	0.0	

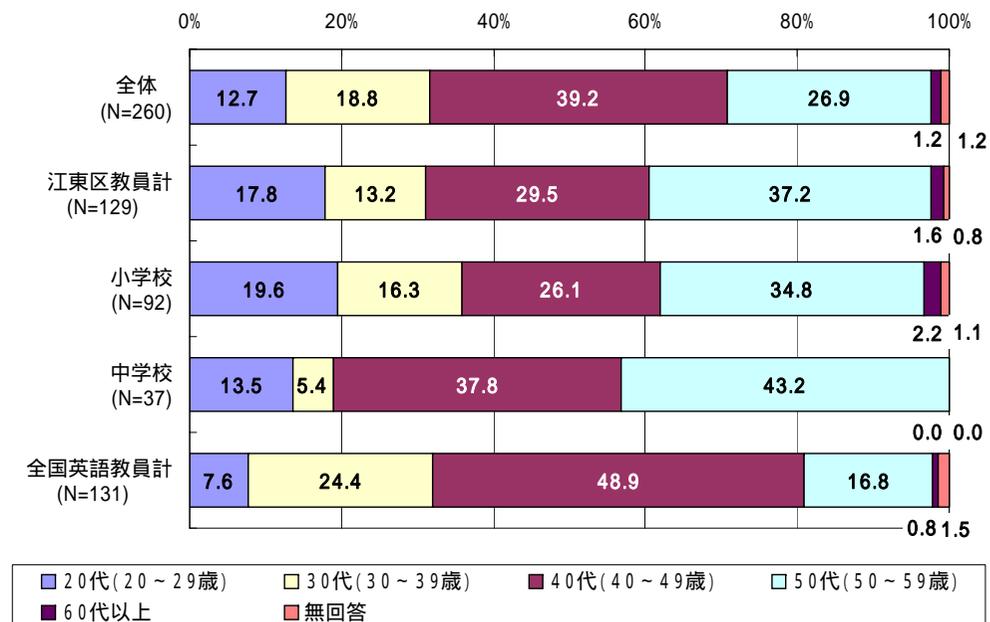
	N	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島 県	沖縄県	無回答
都道府県教育委員会	47	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	0.0
市区教育委員会	476	1.1	1.1	3.8	1.1	1.9	1.1	1.1	0.4	0.6	1.3	3.8
学校法人	505	0.6	1.0	5.1	0.6	1.8	1.2	0.4	0.8	1.4	1.0	4.8
その他	56	1.8	1.8	0.0	3.6	1.8	0.0	1.8	0.0	5.4	0.0	3.6

## < 教員 > 回答者の性別・年齢

### < 教員 > 性別



### < 教員 > 年齢



## < 教員 > 勤務先の学校の所在地

### < 教員 >

お勤めの学校の所在地( は一つだけ)

	N	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	東京都	神奈川	埼玉県	千葉県	茨城県	栃木県	群馬県	山梨県	新潟県	長野県	富山県	
全体	26	3.8	0.4	0.4	1.2	0.8	1.2	0.8	56.5	2.7	1.5	1.9	2.4	1.2	0.8	0.4	0.4	0.8	0.4	
江東区教員計	129								1.0											
小学校	92								1.0											
中学校	37								1.0											
全国英語教員計	131	7.6	0.8	0.8	2.3	1.5	2.3	1.5	13.7	5.3	3.5	3.8	4.6	2.3	1.5	0.8	0.8	1.5	0.8	

	N	石川県	福井県	愛知県	岐阜県	静岡県	三重県	大阪府	兵庫県	京都府	滋賀県	奈良県	和歌山	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	
全体	26	0.8	0.8	1.5	1.5	1.9	1.2		2.4	0.4	1.9		0.4	0.8	0.4	2.4		0.8	0.8	
江東区教員計	129																			
小学校	92																			
中学校	37																			
全国英語教員計	131	1.5	1.5	3.5	3.5	3.8	2.3		4.6	0.8	3.8		0.8	1.5	0.8	4.6		1.5	1.5	

	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島	沖縄県	無回答
全体	0.4		0.8	0.8	0.8	1.2			0.4	0.4	0.4
江東区教員計											
小学校											
中学校											
全国英語教員計	0.8		1.5	1.5	1.5	2.3			0.8	0.8	0.8

## (参考) アンケート設問対照表

該当設問番号		タイトル
教育委員会(学校法人) 向けアンケート	教員向けアンケート	
問1	-	小学校教員の採用実績及び新規に配属された教員数
問2	-	中学校教員の採用実績及び新規に配属された教員数
問3	問1	教員養成学部・大学院出身者の採用
問4	問2	教育委員会関係者・学校関係者が身内にいる場合の採用
問5	問3	教員採用試験(筆記試験、面接等)の得点と現場の実績・評価との相関関係
問6	問4	人物評価と現場の実績・評価との相関関係
問6 - 1	問4 - 1	面接試験において重視される項目
問7	-	条件付採用の可否にいたる小学校教員の人数
問8	-	条件付採用の可否にいたる中学校教員の人数
問9	問5	条件付採用制度の機能状況
問9 - 1	問5 - 1	条件付採用制度が機能していないと思う理由
問9 - 2	問5 - 2	条件付採用における教育現場での不適格教員の認知
問10	問6	指導力不足教員の増減
問11	問7	指導力不足教員が生まれる理由
問12	問8	研修・指導の資質向上に対する効果
問13	問9	教員の指導力・質の向上に有効な施策
問13 - 1	問9 - 1	指導力不足教員に対する「分限免職」、条件付採用後の「採用不可」について
問13 - 2	問9 - 2	分限免職のハードルが高い理由
問14	問10	教員の資質向上に対する効果(全体)
問14 - 1	問10 - 1	教員の資質向上に対する効果(教科に関する科目)
問14 - 2	問10 - 2	教員の資質向上に対する効果(教職に関する科目)
問14 - 3	問10 - 3	教員の資質向上に対する効果(教育実習制度)
問15 - 1	問11 - 1	平成10年の教育職員免許法改正以降の新規の小学校教員採用の有無
問15 - 2	問11 - 2	法改正以降に採用した(された)小学校教員の教え方
問15 - 3	問11 - 3	法改正以降に採用した(された)小学校教員の専門的知識
問15 - 4	問11 - 4	専門性、教育法のどちらに重点を置くか
問16	-	特別免許制度の利用実態
問17	問12	特別免許制度の利用実態普及が進まない理由
問18	問13	特別免許制度についての考え方
問19	問14	教員免許のための教職課程の学習と教員の資質向上
問20	問15	教員免許の更新制度と教員の資質維持
問21	問16	教員免許の有無を不問とした教員採用についての考え方

## (参考) アンケート設問対照表

問22	問17	教職大学院修了者の採用
問22 - 1	問17 - 1	教職大学院修了者を採用したい(した方がよい)・配属してほしいと思う理由
問22 - 2	問17 - 2	教職大学院修了者を採用しない(しない方がよい)・配属してほしくないと思う理由
問23	問18	教職大学院修了者の採用方法
問24	問19	教職大学院修了者の給料・処遇
-	問20	自分の学校での教職大学院修了者の採用
-	問21	教職大学院への通学希望
問25	-	都道府県の私立学校審議会の委員構成
問26 - 1	-	私立学校審議会の委員構成の規定撤廃についての認知度
問26 - 2	-	私立学校審議会の委員構成の規定撤廃の経緯についての認知度
問27	-	私立学校審議会の委員構成の見直し
問28	-	私立学校審議会の委員構成(見直し前)
問29	-	私立学校審議会の委員構成(見直し予定)
問29 - 1	-	私立学校審議会の委員構成見直しの時期